

【第10回】

2024年8月30日に、当事務所主催 独占禁止法プラクティス・グループ「独禁法セミナー 第10回」を開催いたしました。

テーマ：押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド
～令和5年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

講師：南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー、
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

進行・質疑対応：向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第10回]

押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド

～令和5年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

丸ビルカンファレンス(Room4)
2024年(令和6年)8月30日(金)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



1. 「令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和6年5月28日)などを踏まえて

2. 「令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」(令和6年6月5日)などを踏まえて

3. 「独占禁止法に関する相談事例集(令和5年度)」(令和6年6月13日)などを踏まえて

4. 「令和5年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について」(令和6年7月5日)などを踏まえて



「令和6年4月公表「公正取引委員会の最近の活動状況」より

厳正な法執行 「エンフォースメント」

● 違反事件審査

- ・独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- ・下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

- ・ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

競争環境の整備 「アドボカシー（競争唱導）」

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

● ガイドライン等の策定

- ・法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- ・企業のコンプライアンスの向上

● 効果的な広報 等

「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて」より

アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進

実態調査を通じて得られた情報・知見の活用

- ・調査票等に申告窓口を明記し、独禁法に違反するおそれのある具体的な事実に係る情報提供の呼びかけ
- ・実態調査で収集した情報を法執行部門で活用する可能性がある場合には、その旨を調査票等に明記する。記載がなくとも、情報提供が行われた場合には、法執行部門での活用について了承を得る

- ・実態調査での取組を通じて提供される 情報を積極的に活用するなど、実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげる

- ・実態調査において得られたデジタル市場等に関する最新の知見や分析結果のエンフォースメントでの活用

エンフォースメント発動可能性によるアドボカシーの実効性強化



1. 「令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和6年5月28日) などを踏まえて



令和5年度の特徴

- エネルギー分野等規制改革が進められてきた分野の
事案への対処

大口需要家向け都市ガス供給を巡る受注調整事案への厳正な対処、漁業協同組合が関係する水産物の取引への不公正な取引方法の初の法的措置の適用。

- デジタル分野や新たなビジネス分野への対応

Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に対する審査開始、婚活ビジネス分野における取引慣行への法的措置の適用。

- 中小事業者等に不当な不利益を与える行為への対処

大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事案への積極的対応のほか、インボイス制度の実施や急激なコスト上昇に伴う価格転嫁に関連して発注サイドの事業者による中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処。

事件端緒の状況

申告件数の推移



(参考)課徴金減免制度と調査協力減算制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	+最大40%	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3～5位	10%		最大50%
	6位以下	5%		最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社まで)	10%	+最大20%	最大30%
	上記以下	5%		最大25%



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計 (注10)
申請件数	73	33	52	22	156	1,573

(注10) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和6年3月末までの件数の累計。

課徴金減免制度の適用状況

(単位：件、延べ事業者数)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計 (注13)
課徴金減免制度が適用された法的措置件数 (注11)(注12)	9	8	3	8	4	168
課徴金減免制度が適用された事業者数	26	17	10	22	13	436

調査協力減算制度の適用状況

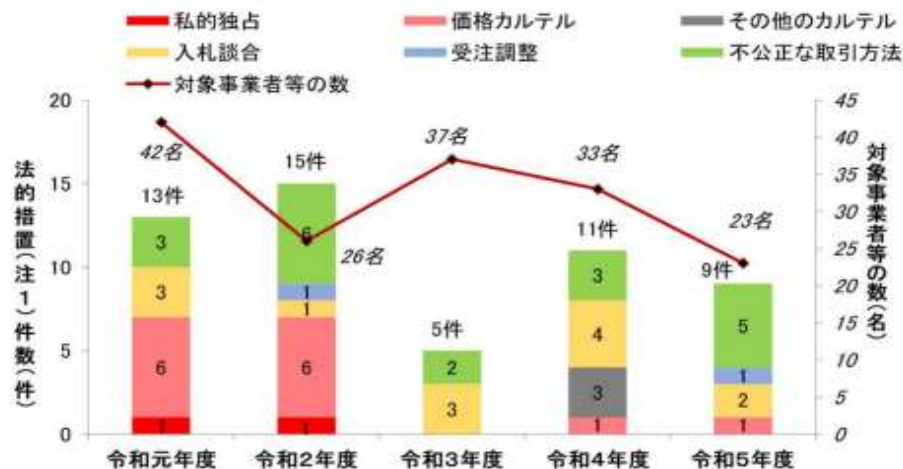
(単位：件、事業者数)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	累計
調査協力減算制度が適用された法的措置件数	—	0	0	2	4	6
調査協力減算制度が適用された事業者数	—	0	0	4	9	13

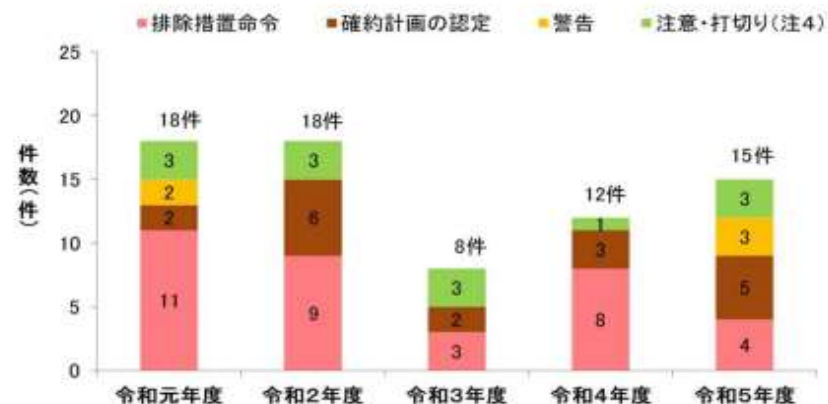
審査事件の概況

● 法的措置9件(排除措置命令4件、確約計画の認定5件)

【法的措置（注1）件数等の推移】



【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】



(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
 (注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。
 (注3) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
 (注4) 事案の概要を公表したものに限定。

● 課徴金額 約2.2億円

課徴金額等の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)	692.7	43.2	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数(名)	37	4	31	21	16

(注5) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

● 事業者による自発的な措置1件



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

排除措置命令4件

違反行為	件 名	概 要
入札談合	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 (令和5年9月)	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：8626万円)
受注調整	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件 (令和6年3月)	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：2678万円)
入札談合	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 (令和6年3月)	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金額：1640万円)
価格カルテル	木工用ドリルの製造販売業者に対する件 (令和6年3月)	木工用ドリルの製造販売業者が、共同して販売業者向けの販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金額：9396万円)



高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）



合意

- ・ 指名を受けた旨の連絡を幹事会社に行った者の中から受注予定者を決定
- ・ 受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力

実施方法

次の方法により受注予定者を決定していた。

- ① 予定価格を、予定価格等に応じて定めた区分に当てはめ、当該区分において指名回数を基に算定した点数が最も多い者
 - ② 予定価格が一定の金額に満たないなど①の区分に該当しない業務の場合は、受注を希望する者（注）
 - ③ ①②に関係なく、設計協力の内容が業務に採用された者（注）
 - ④ ①②に関係なく、過去に発注された業務と継続性がある場合は、当該業務を受注した者
- ①～④の者を受注予定者とするなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（注）受注希望者又は設計協力が複数名のときは、それらの者の話合いにより受注予定者を決定する。

<受注予定者の決定方法（イメージ）>

予定価格1000万円以上									備考
指名日	業務名	A社	B社	C社	D社	E社	...	N社	
	R2.4.1現在	2	3	9	5	4		2	
R2.4.6	〇〇業務	○	○	●	○	○	...	2	【決定方法①】
R2.4.14	〇〇業務	●	○	○	○	○	...	2	A社：設計協力 【決定方法③】
R2.4.16	〇〇業務	○	●	○	○		...	○	B社：継続 【決定方法④】
R2.4.23	〇〇業務	○	○	○	●	○	...	3	【決定方法①】

※決定方法①の区分に該当しない業務は【決定方法②】

※「●」は受注予定者、「○」は指名業者、無印は非指名業者を指す。

※「●」等の下に記載している数字は指名回数を基に算定した点数を指す。受注予定者は0点になり、他の指名業者は点数が増える。

特定地質調査業務の大部分を受注

高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

特定大口都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

対象商品：特定大口都市ガス

競合すると見込まれる大口都市ガスのうち、互いの受注意欲を勘案し、受注調整の対象として選定するもの

行為者

中部電力ミライズ（注1）、中部電力（注2）、東邦瓦斯（注1）排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人（注2）課徴金納付命令の名宛人（注3）中部電力にあっては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあっては同年4月1日以降

背景

かねてから、東邦瓦斯供給区域内所在の大口都市ガスの小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換及び受注に関する調整

違反行為の概要

○時期

遅くとも平成28年11月25日以降、令和3年6月2日まで

○合意

特定大口都市ガスについて、各社の都市ガスの総供給量の確保及び受注価格の低落防止等を図るため

ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

○実施方法

ア 話し合いにより、受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、自社が提示する都市ガス料金水準又は見積り合わせ等に参加しない旨を受注予定者に伝えるなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた

○実施状況

特定大口都市ガスの大部分について受注予定者を決定し受注予定者が受注

特定大口都市ガスの取引分野における競争を実質的に制限



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

発注者 独立行政法人国立印刷局

発注方法 一般競争入札

対象商品 再生巻取用紙



- ・官報の印刷に使用される用紙
- ・古紙パルプを配合
- ・ロール状の用紙（３種類）

違反行為者

排除措置命令

課徴金納付命令

日本紙通商	○	○
国際紙パルプ商事 （注）	○	—
K P Pグループホールディングス （旧・国際紙パルプ商事）	—	○
日本紙パルプ商事	—	—

（注）国際紙パルプ商事は、令和4年10月1日に吸収分割により、K P Pグループホールディングスから紙・紙製品卸売業の全部を承継。同日以降、国際紙パルプ商事が違反行為を行っていた。

合意

- ・受注予定者を決定する
- ・受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する

実施方法

あらかじめ定められた順番により
受注予定者を決定する

	入札期日	受注予定者
1	令和〇年〇月〇日	A社
2	令和△年△月△日	B社
3	令和□年□月□日	C社
4	（次回）	A社
...	...	...



実施状況

国立印刷局が発注する再生巻取用紙の**全て**を受注

国立印刷局が発注する再生巻取用紙の取引分野における競争を実質的に制限



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

木工用ドリルの製造販売業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

 **対象商品** 特定木工用ドリル…木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品と
大西工業が製造販売する18商品

違反行為の概要

背景…鋼材等の原材料価格上昇

スターエム

大西工業

国内シェアの大部分
を2社が占める

特定木工用ドリルの仕切価格（卸売価格）を
引き上げる旨を合意



①遅くとも令和元年9月26日までに

・スターエムは「令和2年4月1日受注分」から
・大西工業は「令和2年6月1日受注分」から
特定木工用ドリルの仕切価格を**現行価格から12パー
セントを目途に引き上げる**ことを合意

その後も



②遅くとも令和4年10月7日までに

・スターエムは「令和5年4月1日受注分」から
・大西工業は「遅くとも令和5年6月1日受注分」から
特定木工用ドリルの仕切価格を**現行価格から10パー
セントを目途に引き上げる**ことを合意

特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限

違反行為の実施状況

- ・令和2年と令和5年に特定木工用ドリルの仕切価格を引上げ
- ・合意後に、仕切価格の引上げを通知する時期等について情報交換



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

確約計画の認定5件

違反被疑行為	件 名	概 要
優越的地位 の濫用	(株)ダイコクに対する件 (令和5年4月)	(株)ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 返品 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等について、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、返品をしていた。 (2) 従業員等の派遣の要請 ア 閉店等に際し、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。 イ 新規開店又は改装に際し、納入業者が納入する商品以外の商品を含む店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。
排他条件付取引 又は拘束条件付 取引	福岡有明海漁業 協同組合連合会 に対する件 (令和5年6月)	福岡有明海漁業協同組合連合会は、自らの会員である漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。 (1) 生産者に対し、漁協を通じて乾海苔の全量出荷を要請。 (2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量出荷を要請。 (3) 指定商社に対し、入札以外で乾海苔を買付けしないよう要請。 (4) 入札で売れ残った乾海苔を生産者に返さない。



確約計画の認定5件

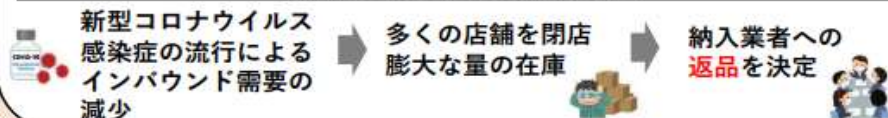
違反被疑行為	件 名	概 要
拘束条件付取引	ＴＯＨＯシネマズ 株に対する件 (令和５年１０月)	ＴＯＨＯシネマズ株は、遅くとも平成２８年１１月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、要請に従わない場合には今後配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、配給会社に対し、要請に従うようにさせている。 (1) 配給会社が限定作品※とする映画作品について、配給会社は、 ア メイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、ＴＯＨＯシネマズを最初のオファー先とする イ 他の興行会社の映画館がメイン館に決定している場合、上映予定地域ごとに、興行会社の次に、ＴＯＨＯシネマズにオファーするなど (2) ＴＯＨＯシネマズの映画館がメイン館となった映画作品について、同社が指定した他の興行会社の映画館へのオファーを見合わせるなど ※ 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品
拘束条件付取引	株ＩＢＪに対する件 (令和６年１月)	株ＩＢＪは、ＩＢＪ連盟の加盟事業者のうちＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮにも加盟する加盟事業者（以下「重複加盟事業者」という。）に対し、次の行為を行っている。 (1) ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮを退会しないと、ＩＢＪメンバーズ、サンマリエ及びＺＷＥＩとのお見合いを組めないことを示唆して、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するようにさせている。 (2) ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ又はＪＭＮを退会しないと、同社が運営しているエリアページから重複加盟事業者の情報を掲載しない方針であることを伝え、ＴＭＳ連盟、ＮＮＲ及びＪＭＮから退会するようにさせている。
優越的地位の濫用	株東京インテリア家具に対する件 (令和６年１月)	株東京インテリア家具は、遅くとも平成２８年５月頃以降、令和４年６月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 従業員等の派遣の要請 新規開店又は改装開店に際し、納入業者が納入する商品以外の商品を含む商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。 (2) 協賛金等の負担の要請 ア 新規開店に際し、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた。 イ 令和３年２月及び令和４年３月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において地震により毀損又は汚損した商品について、自社の損失を補填するため、金銭を提供させていた。



ダイコク

- 近畿地方を中心に全国で「ダイコクドラッグ」と称する店舗を展開
- インバウンド需要をターゲットとした店舗展開
- 近畿地方のドラッグストア市場における売上高が上位

令和2年3月頃の背景事情



優越的地位の濫用の疑い

違反被疑行為

返品

売れ残り商品等の返品

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がなかった
- ・ 納入業者との合意により返品の条件を明確に定めていなかった
- ・ 納入業者の同意を得たが、返品により通常生ずべき損失を負担していなかった
- ・ 納入業者から返品を受けたい旨の申出がなかった

従業員等の派遣の要請

閉店店舗等における返品作業等の要請

- ・ あらかじめ派遣の条件について合意していなかった
- ・ 派遣のために必要な費用を負担しなかった

納入業者

- ダイコクに対する取引依存度が大きい
- ダイコクとの取引継続を希望
- 他の事業者との取引拡大等によりダイコクとの取引と同等の売上高の確保が困難

独占禁止法上の考え方

- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がない場合に商品を返品すること、又は当該納入業者の従業員等を派遣させて本来自らが行うべき業務を行わせることは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたものであったとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。
- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担しない場合は、あらかじめ当該納入業者の同意を得ていたとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

ダイコクが確約計画を作成

- ① 違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ② 納入業者への通知・従業員への周知
- ③ 納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 履行状況の報告

通知
(公正取引委員会)

申請
(ダイコク)

公正取引委員会の認定

確約計画の認定要件

措置内容の十分性

- ・ 近時の独占禁止法第19条違反事案の措置内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置（約80社に総額約7億5000万円の返金）
→ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
→ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・ 措置の履行状況の報告を実施

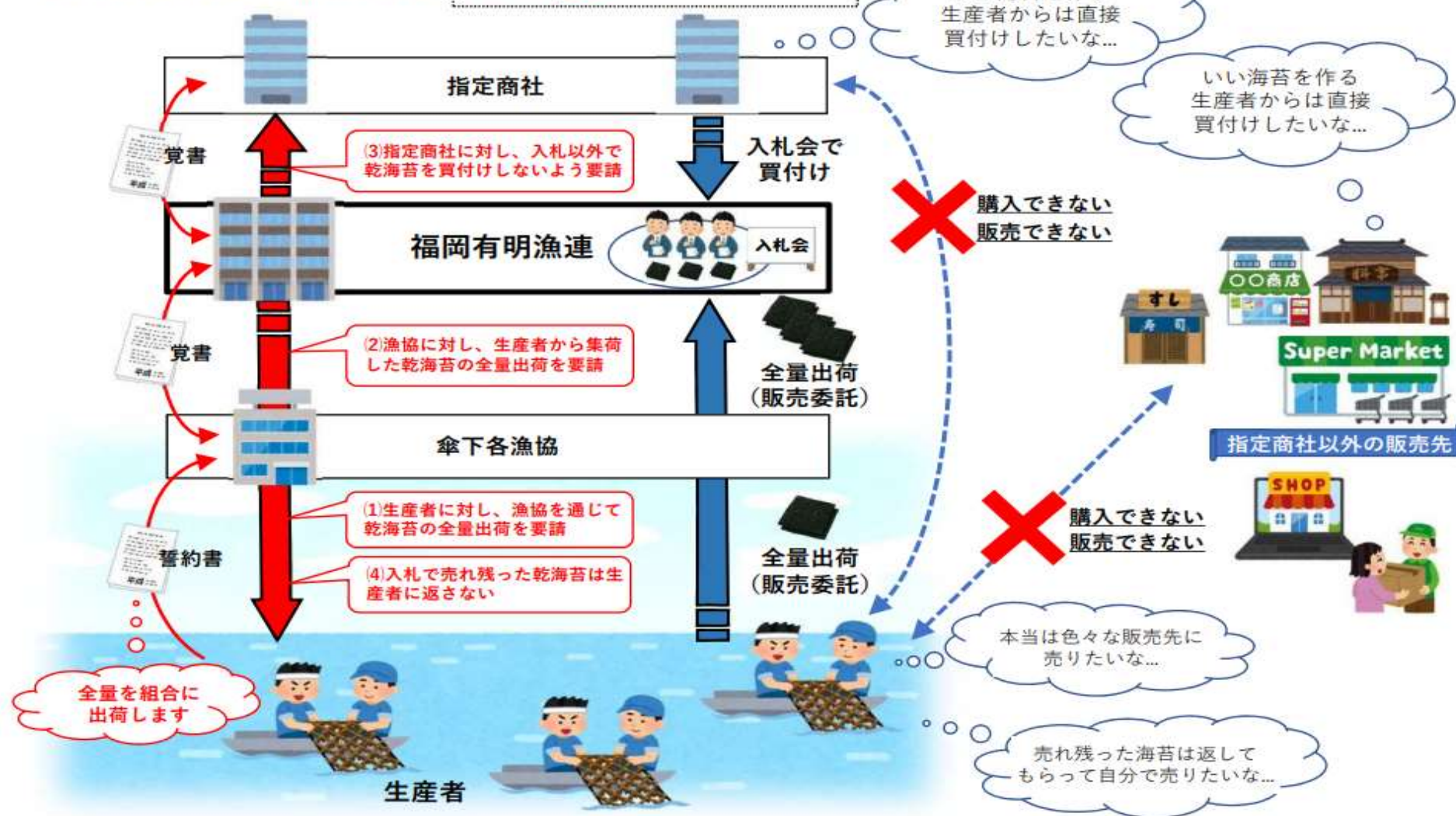


MOMO-O, MATSUO & NAMBA

福岡有明海漁業協同組合連合会から申請のあった確約計画の認定について

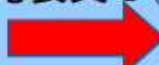
1. 違反被疑行為の概要

：違反被疑行為



福岡有明海漁業協同組合連合会から申請のあった確約計画の認定について

2. 福岡有明漁連による確約計画（排除措置計画）の概要

(1)	違反被疑行為を取りやめること、そのための措置を講じること（発表文 3 (1)、(2)） 	誓約書・覚書を廃止するなどし、違反被疑行為を行わない旨を生産者に通知する
(2)	違反被疑行為を取りやめる旨等を理事会で決議（発表文 3 (3)） 	(1)及び(4)を行うことを、理事会で決議する
(3)	生産者及び指定商社への通知・福岡有明漁連の役職員及び漁協の役職員への周知徹底（発表文 3 (4)） 	(2)に基づいて採った措置を、生産者及び指定商社へ通知する 同措置を、福岡有明漁連とその傘下各漁協の役職員へ周知徹底する
(4)	違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（発表文 3 (5)） 	違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後 3 年間実施する
(5)	法令遵守体制の整備（発表文 3 (6)） 	独占禁止法の遵守について、行動指針の作成・周知や研修・監査を実施する
(6)	上記(1)～(5)の履行状況の報告（発表文 3 (7)、(8)） 	措置の履行状況を、定期的に、公正取引委員会に報告する



TOHOシネマズ株式会社から申請のあった確約計画の認定について

1 違反被疑行為の概要等

TOHOシネマズを他の興行会社よりも有利に取り扱う旨の要請に従うようにさせている
 配給会社に下図の内容を要請 + 要請に従わない配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝達

限定作品（※1）について、メイン館（※2）を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、TOHOシネマズを最初のオファー先とすること



限定作品について、他の興行会社の映画館がメイン館に決定している場合、上映予定地域ごとに、当該興行会社の次に、TOHOシネマズにオファーすることなど



TOHOシネマズの映画館がメイン館となった映画作品について、同社が指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなど



他の興行会社が配給会社から映画作品の配給を受ける機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる可能性

※1 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品。※2 映画作品ごとに設定される映画館であって、舞台挨拶を実施するなど当該映画作品の興行の中心とされる映画館。

2 確約計画（排除措置計画）の概要

①違反被疑行為を取りやめること

②①及び④を取締役会において決議

③配給会社への通知と従業員への周知徹底

④今後同様の行為を行わないこと

⑤コンプライアンス体制の整備

⑥措置の履行状況の報告



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

結婚相談所連盟の仕組み

結婚相談所連盟
お見合いシステムを提供
登録された会員情報を結婚相談所間で共有



結婚相談所は、

- 複数の結婚相談所連盟に加盟すること
 - 多くの会員を有する結婚相談所が加盟する結婚相談所連盟に加盟すること
- で、お見合いを多く組むことが可能

違反被疑行為の概要

【お見合い制限】
TMS連盟、NNR、JMNを退会
してくれないと、IBJメンバーズ、サンマリエ、ZWEIの会員とのお見合いを組めませんよ。



多くの会員がいる結婚相談所とお見合いが組めなくなると、**会員のお見合いの機会が減ってしまうからTMS連盟を退会しない**といけなかな…。

TMS連盟(TMS)

JMN
(日本成婚ネット)

NNR(日本仲人連盟)

【エリアページからの情報削除】
TMS連盟、NNR、JMNを退会してく
れないと、当社のエリアページから結婚相談所の情報を削除しますよ。

エリアページに結婚相談所の情報を掲載してもらえないと、**新規会員を獲得する機会が減ってしまうからNNRを退会しない**といけなかな…。

TMS、日本仲人連盟又は日本成婚ネットが結婚相談所との取引から排除される又はこれらの結婚相談所連盟と結婚相談所との取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じ得る

確約計画（排除措置計画）の概要

① 違反被疑行為を取りやめること

② ①・④を取締役会において決議

③ ①・②について通知・周知

④ 同様の行為を行わないこと

⑤ コンプライアンス体制の整備

⑥ ①～⑤の履行状況の報告



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

株式会社東京インテリア家具から申請のあった確約計画の認定について

東京インテリア家具



- 「東京インテリア家具」と称する店舗等を国内で展開
- 全国の家具小売市場における売上高が上位

違反被疑行為

従業員等の派遣の要請

新規開店又は改装開店における商品の搬入、陳列等の要請



新店協賛金の提供の要請

オープン協賛金等の名目による金銭の提供の要請



地震被害補填協賛金の提供の要請

地震により毀損等した商品の損失補填のための金銭の提供の要請



優越的地位の濫用の疑い

通知
(公正取引委員会)

納入業者



- 東京インテリア家具に対する取引依存度が大きい
- 東京インテリア家具の店舗数の多さ等から売上高の増加等が期待できる
- 他の事業者との取引拡大等により東京インテリア家具との取引と同等の売上高の確保が困難

東京インテリア家具が確約計画を作成

- ①違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ②納入業者への通知・従業員への周知徹底
- ③納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤コンプライアンス体制の整備
- ⑥履行状況の報告

申請
(東京インテリア家具)

公正取引委員会の認定

確約計画の認定

措置内容の十分性

- ・ 近時の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置
(約120社に総額約1億6600万円の返金)
 - ➡ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
 - ➡ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・ コンプライアンス体制の整備
- ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・ 措置の履行状況の報告を実施



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

(参考) 確約手続を適用した事件一覧

No.	件名	行為類型
1	楽天株式会社に対する件	拘束条件付取引
2	日本メジフィジックス株式会社に対する件	私的独占、取引妨害
3	クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件	拘束条件付取引
4	ゲンキー株式会社に対する件	優越的地位の濫用
5	アマゾンジャパン合同会社に対する件	優越的地位の濫用
6	株式会社シードに対する件	拘束条件付取引
7	ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件	優越的地位の濫用
8	日本アルコン株式会社に対する件	拘束条件付取引
9	Booking. Com B. V. に対する件	拘束条件付取引
10	アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーに対する件	取引妨害
11	株式会社一蘭に対する件	再販売価格維持
12	エクスペディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・サールに対する件	拘束条件付取引
13	株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する件	取引妨害
14	株式会社ダイコクに対する件	優越的地位の濫用
15	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件	排他条件付取引、拘束条件付取引
16	TOHOシネマズ株式会社に対する件	拘束条件付取引
17	株式会社IBJに対する件	拘束条件付取引
18	株式会社東京インテリア家具に対する件	優越的地位の濫用
19	Google LLCに対する件	私的独占、その他の取引拒絶、取引妨害



今後の確約手続における対応について(事務総長定例記者会見:令和6年7月3日)

1. 確約措置の履行期間

これまで、すべての事案について、確約措置の履行期間は3年間。
今後、事案の実態を踏まえながらも、**原則として少なくとも5年間以上**の履行期間を想定。

(参考)「確約手続に関する対応方針」(3) 確約措置 イ確約措置の典型例;
「…措置実施の確実性を満たすために、確約措置の内容ごとに実施期限を設定する必要がある」

2. 確約措置の履行確保

これまで、確約措置全体の履行について、基本的に当該事業者が自ら履行し、それを公取委に報告するという形。今後、**外部専門家による監視**を積極的に活用。

(参考)「確約手続に関する対応方針」(3) 確約措置 イ(キ)履行状況の報告;
「…確約措置の履行状況について、被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者(公正取引委員会が認める者に限る。)が公正取引委員会に対して報告することは、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである」

3. 公取委による履行状況の確認

市場への影響、社会的影響などの大きな事案などについて特に必要があると判断される場合、公取委自ら、独占禁止法第68条(3項:確約計画認定後、措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な強制処分規定)に基づく同法**第47条の調査権限の規定を適用し、直接の関係者のみならず、取引先事業者や競合他社などに対しても、履行状況の確認などを行う**ことで、その措置の確実な履行確保を図る。



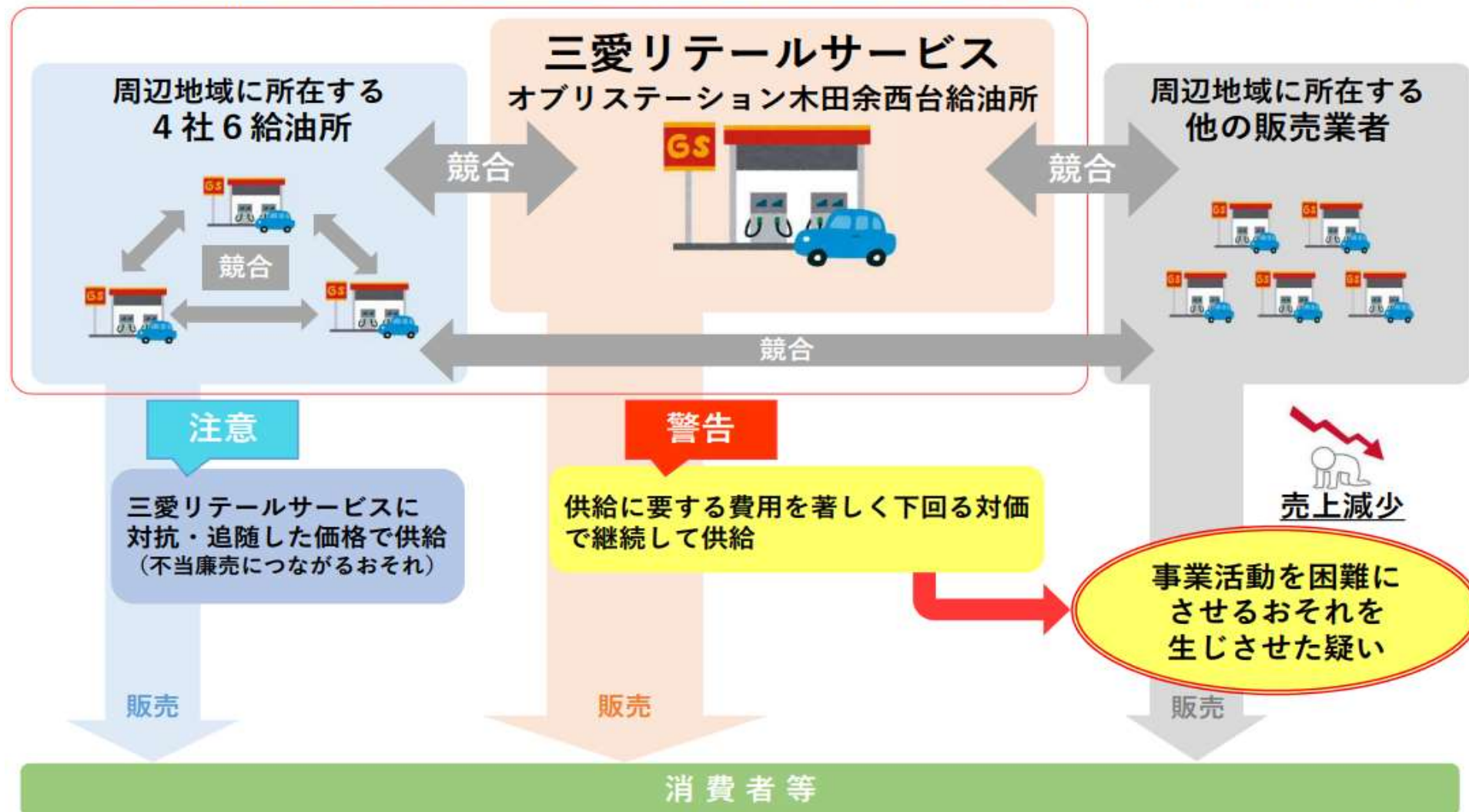
警告 3件

違反被疑行為	件 名	概 要
不当廉売	三愛リテールサービス㈱について (令和5年5月)	三愛リテールサービス㈱は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。
価格カルテル	中部電力ミライズ㈱及び東邦瓦斯㈱に対する件 【家庭用の都市ガス等及びF I T制度による電気の買取期間満了後の電気の買取】 (令和6年3月)	中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱）及び東邦瓦斯㈱は、①家庭用の都市ガス及び電気の小売供給に係る料金について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の料金より値下げしないことを求め、②F I T制度※による電気の買取期間満了後の電気の買取価格について話し合いを行い、その際、中部電力が東邦瓦斯に対して中部電力の買取価格よりも大幅に上回るものにしないことを求めて、同各分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※1 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。 ※2 再生可能エネルギーを用いて発電された電気を一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。
受注調整	中部電力ミライズ㈱及び㈱シーエナジーに対する件 【L N Gの供給】 (令和6年3月)	中部電力2社（中部電力㈱及び中部電力ミライズ㈱）及び㈱シーエナジー並びに東邦瓦斯㈱は、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのL N Gの供給において受注調整を行って同分野における競争を実質的に制限していた疑いがある。 ※ 中部電力ミライズは、令和2年4月1日に、中部電力から吸収分割により都市ガス及び電気の小売供給を行う事業を承継した者であり、中部電力は、同日以降、同事業を営んでいない。



茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について

茨城県土浦市において給油所を運営する事業者（レギュラーガソリンを販売）



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

(参考) 不当廉売への取組

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位: 件)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
酒類	63	9	29	37	29
石油製品	162	115	206	151	233
家電製品	2	0	1	0	0
その他	8	12	8	4	55
合計	235	136	244	192	317

- 繰り返し注意を受けた事業者に対する取組の強化(フォローアップ調査等)



中部電力ミライズ及び東邦瓦斯に対する警告（概要）

対象商品：家庭用都市ガス等
家庭用都市ガス料金
(電気のセット契約割引を含む)

対象商品：電気の買取り
FIT制度※による電気の買取期間
満了後の電気の買取価格

行為者

中部電力ミライズ、中部電力、東邦瓦斯

(注) 中部電力にあつては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあつては同年4月1日以降

背景

かねてから、家庭用都市ガス及び電気の小売供給について、役職員が面談し、互いの営業活動の方針、状況等に関する情報交換

警告対象行為の概要

○時期

平成28年10月頃以降

○話合いの内容

- ・東邦瓦斯が中部電力より先に家庭用都市ガス料金等を公表
- ・中部電力は東邦瓦斯に中部電力の料金より値下げしないことを求める



平成29年1月10日 公表 東邦瓦斯
平成29年1月30日 公表 中部電力（新規参入）

○平成29年4月1日 家庭用都市ガスの自由化

家庭用都市ガス料金等の低落の抑制

○時期

平成31年3月頃以降

○話合いの内容

- ・中部電力が東邦瓦斯よりも先に卒FIT価格を公表
- ・中部電力は東邦瓦斯に中部電力の卒FIT価格よりも大幅に上回るものにしないことを求める



平成31年4月24日 公表 中部電力
令和元年5月9日 公表 東邦瓦斯（新規参入）

○令和元年11月 FIT制度による電気の買取期間満了

卒FIT価格の上昇を抑制

※再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

中部電力ミライズ及びシーエナジーに対する警告（概要）

対象商品：LNG（液化天然ガス）

LNGの供給（ローリー車により需要場所まで配送するもの）※

行為者

中部電力ミライズ、中部電力、シーエナジー、東邦瓦斯

（注）中部電力にあつては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあつては同年4月1日以降

背景

かねてから、LNGの供給について、互いの営業活動の方針、状況等に関する情報交換

警告対象行為の概要

○時期

遅くとも平成31年頃以降

○内容

愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給について、

- ・受注予定者を決定
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力することにより、受注予定者が受注できるようにしていた

※行為者以外にも複数の事業者が、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGを供給



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

注意・打切り 3件

- ・ **みずほ証券株式会社に対する注意について**

みずほ証券株式会社は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

（令和5年4月13日 注意）

- ・ **オーケー株式会社による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について**

公正取引委員会は、オーケー株式会社（以下「オーケー」という。）が、納入業者との価格交渉に当たり、納入業者に対し、競合店対抗値下げ補填の要請を行っていると情報に接したことから、競合店対抗値下げ補填の事実やその運用等について、優越的地位の濫用の観点から問題がないか等の確認を行うため、オーケーに資料を求めるなどしたところ、オーケーから、自発的に競合店対抗値下げ補填を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。

（令和5年8月10日 公表）

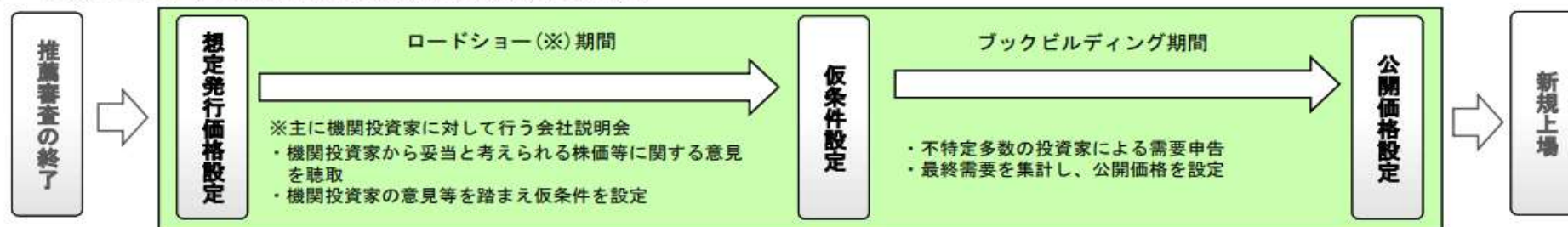
- ・ **株式会社ロジックに対する注意について**

株式会社ロジックは、競争事業者からの介護サービス事業で使用するソフトウェア間のシステム連携の要請に対して、システム連携の条件として競争事業者のソフトの販売の制限ととられかねない内容を提示するなど、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項（競争者に対する取引妨害））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

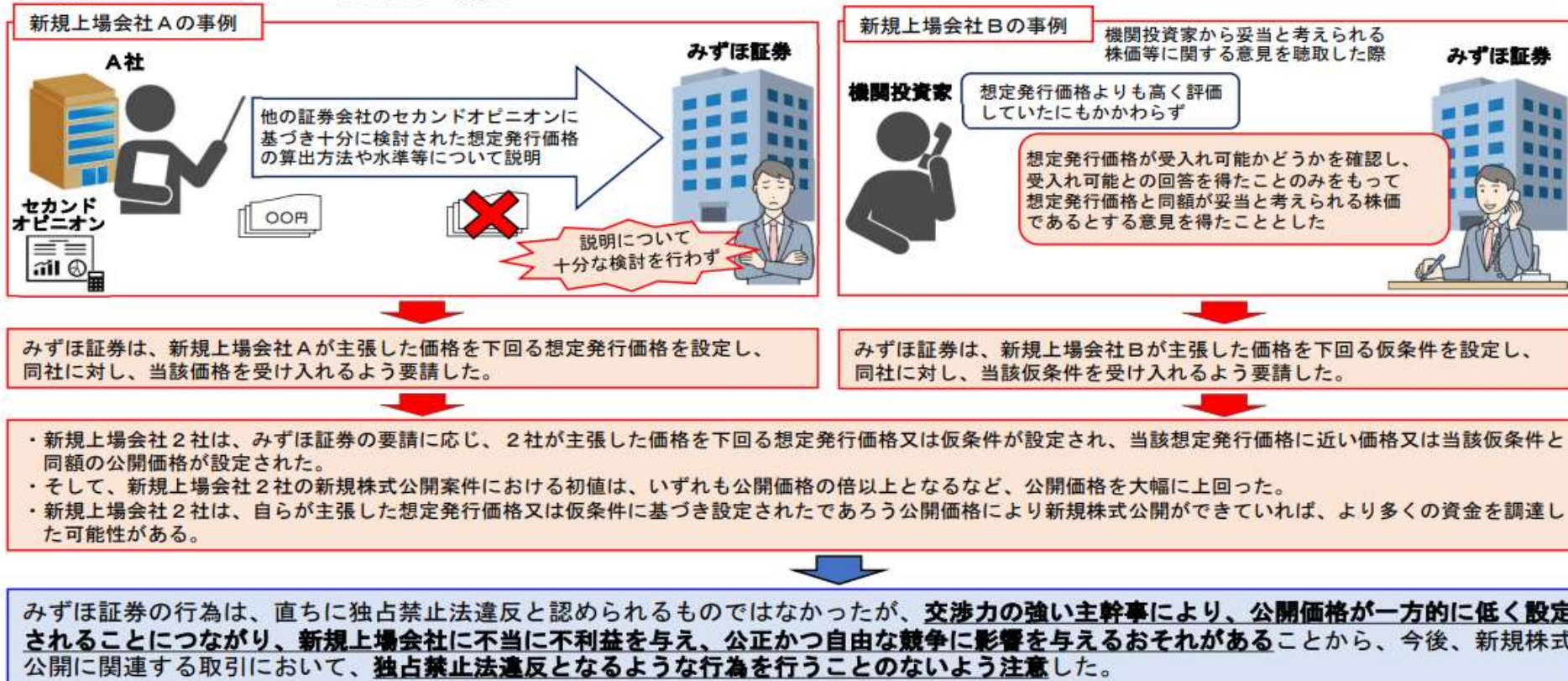
（令和5年12月20日 注意）



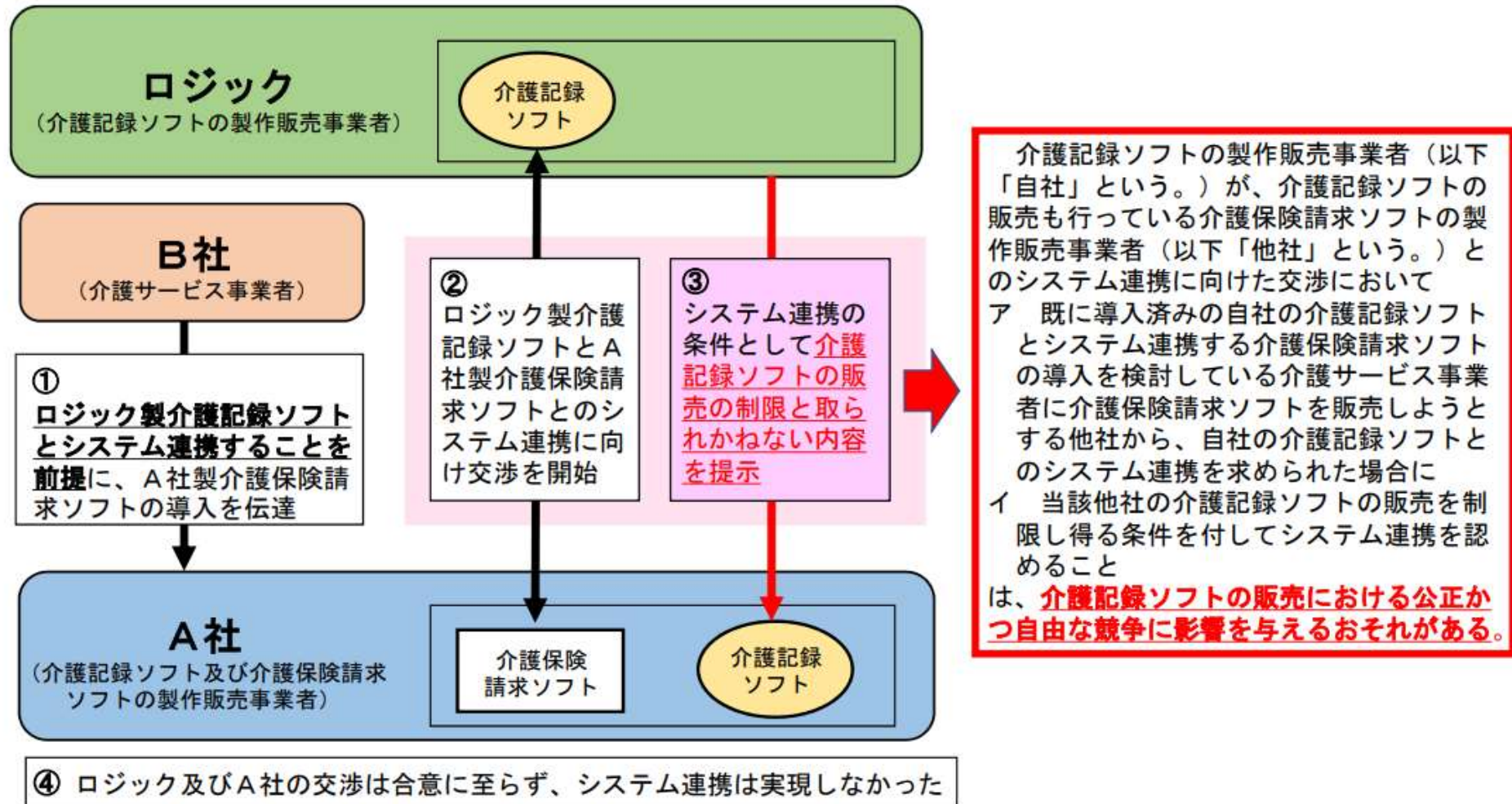
1 ブックビルディング方式による公開価格設定プロセス



2 違反につながるおそれのある行為の概要



株式会社ロジックに対する注意について



優越タスクフォースの取組状況

- 優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして67件の注意。令和5年度に優越タスクフォースにおいて注意を行った事案の平均処理期間は約39日(前年度は約60日)。

年度	R元	R2	R3	R4	R5
注意件数	29	47	46	55	67

優越タスクフォースが注意した主な事例

大規模小売業者による納入業者に対する要請

大規模小売業者(スーパー)は、納入業者に対し、棚卸作業のために従業員等の派遣を要請していた(あらかじめ派遣条件について合意することなく、かつ、派遣に伴う通常必要となる費用を負担していなかった。)

荷主による運送事業者に対する要請

荷主(合板製造業)は、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

インボイス制度の実施に関連した取引先に対する要請

農産物加工品の製造販売業者は、経過措置により仕入税額控除が認められているにもかかわらず、農家に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告していた。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

急激なコスト上昇を受けた取引先の中小事業者からの価格転嫁要請への対応

織物卸売業者は、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。





2. 「令和5年度における下請法の運用状況 及び中小事業者等の取引公正化に向けた取 組」(令和6年6月5日)などを踏まえて

(1) 下請法の運用状況



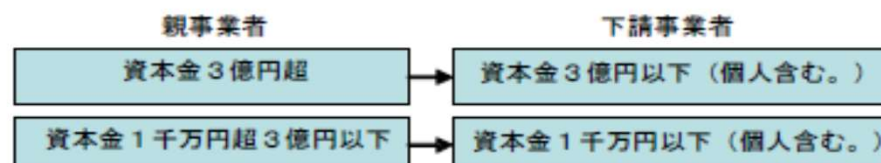
下請法の概要

1 目的（第1条）

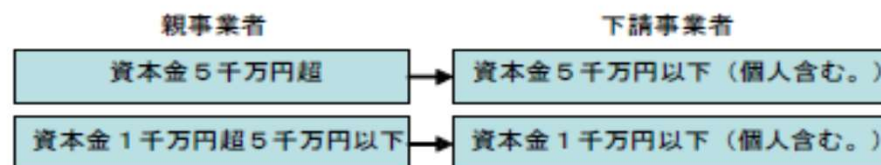
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- (2) 情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）



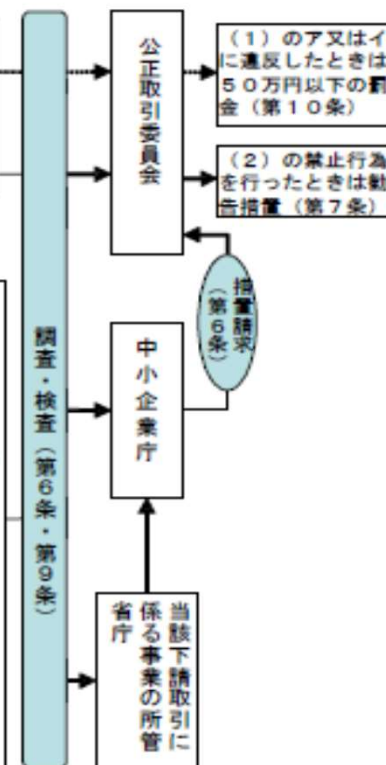
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに勧告措置等

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



○ 手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の従来の指導基準（繊維業90日、その他業種120日を超える手形は割引困難手形）の変更（令和6年4月30日）

- 今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案し、指導基準について、**業種を問わず60日に変更。**
- **令和6年11月1日以降**、親事業者が下請代金の支払手段として、**サイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合**、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして**指導。**

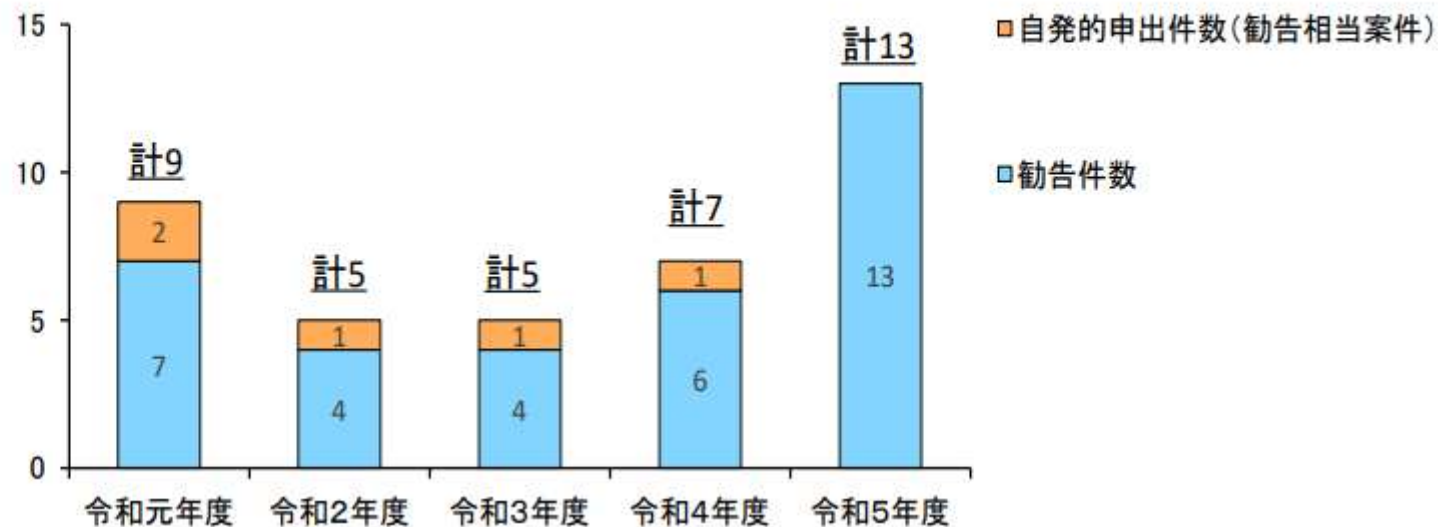


MOMO-O, MATSUO & NAMBA

- 1 令和5年度の勧告件数13件(直近10年度で最多)
- 2 ピラミッド状の下請構造を持つ自動車産業において、下請構造の頂点に位置する完成車メーカーによる減額事件については是正勧告を行うなど、サプライチェーン全体における価格転嫁が重要な政策目標となっている昨今において社会的に意義ある事件について積極的に対処

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



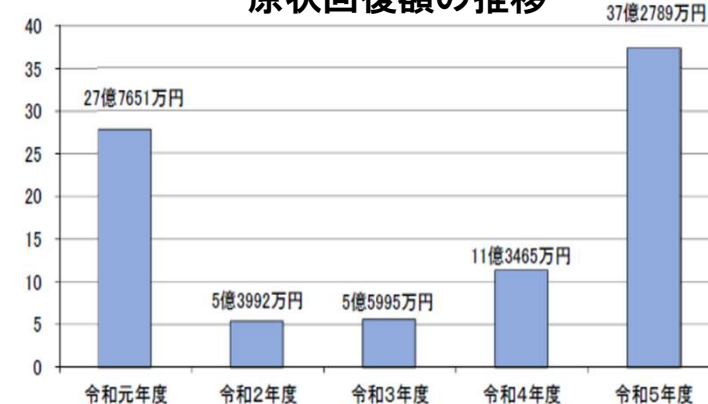
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規に受けた自発的な申出の件数	78件	24件	32件	23件	39件
処理した自発的な申出の件数	46件	58件	34件	20件	39件

指導件数の推移

[単位：件]

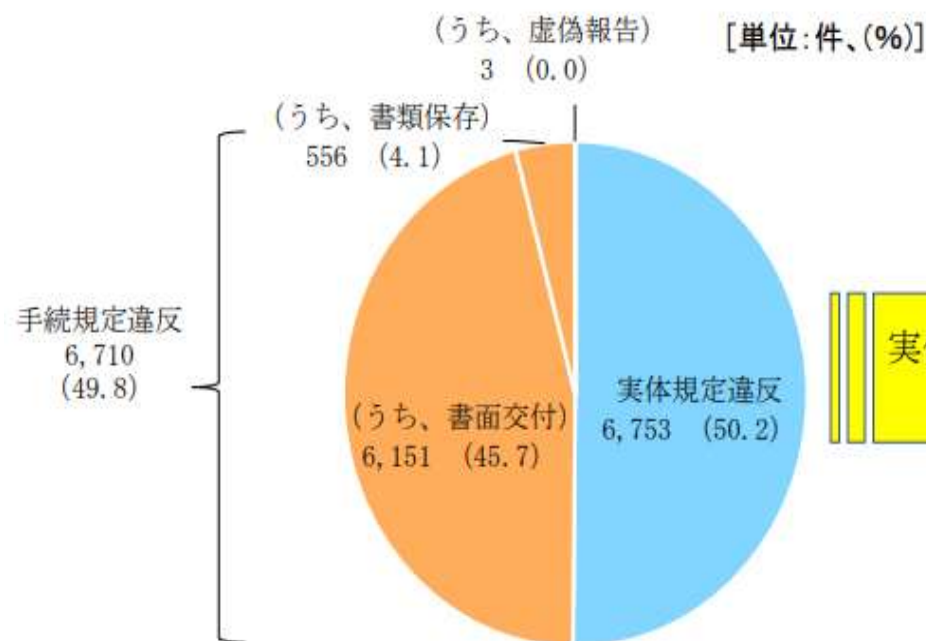


原状回復額の推移



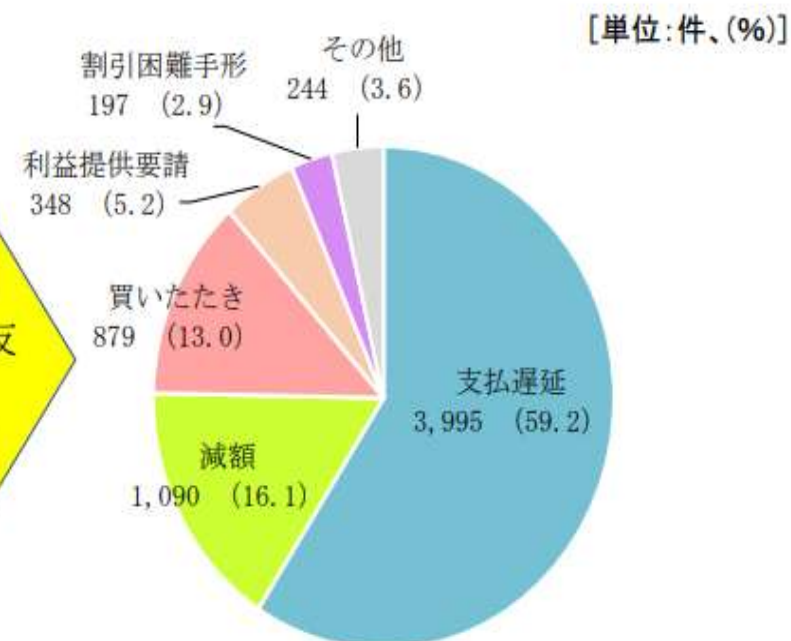
MOMO-O, MATSUO & NAMBA

類型別件数（13,463件）の内訳



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

実体規定違反件数（6,753件）の行為類型別内訳

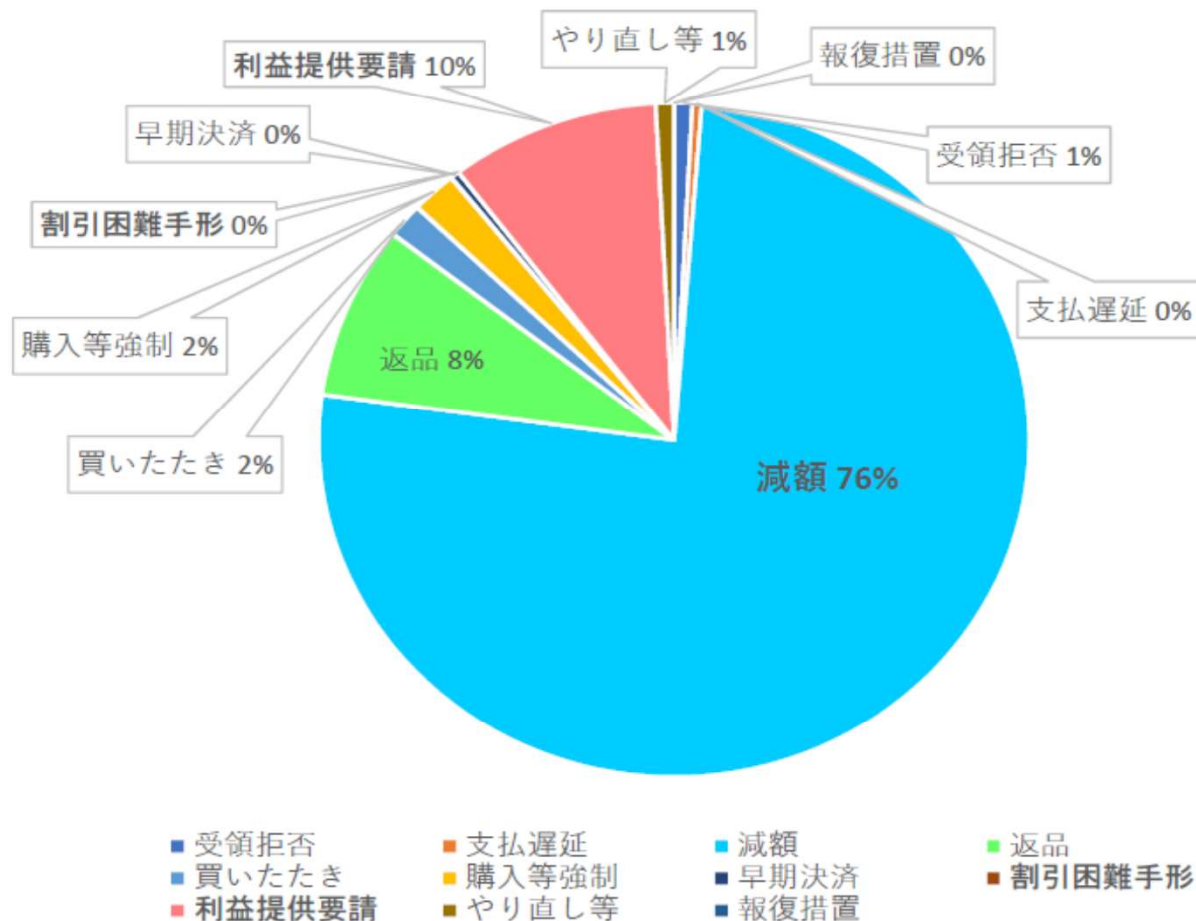


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。



【参考】 勧告の違反行為類型別件数（平成16年度以降）

違反行為類型	件数
受領拒否	2
支払遅延	1
減額	183
返品	20
買ったたき	4
購入等強制	5
早期決済	1
割引困難手形	0
利益提供要請	23
やり直し等	2
報復措置	0
合 計	241



(注) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、件数は延べ件数である。



勧告事件 13件

年度-№	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
R5- 1	㈱ノジマ	製造	R5. 6. 29	減額(協売費、物流協力金、セールリ ベート、キャッシュリベート、オーブ ンセール助成、発注手数料)	2	73,109,046		
R5- 2	サンケン電気㈱	製造	R5. 11. 30	不当な経済上の利益の提供要請(金 型)			16	11,440,680
R5- 3	㈱伊藤軒	製造	R5. 12. 22	減額(春夏協賛、秋冬協賛、振込手数 料、特別値引き、クレーム処理代) 返品	66	8,370,460	50	661,650
R5- 4	㈱メタルテック	製造	R6. 1. 23	減額	5	61,937,555		
R5- 5	王子ネピア㈱	製造	R6. 2. 15	不当な給付内容の変更及び不当なやり 直し			1	26,227,735超
R5- 6	ダイオーロジスティクス㈱	役務	R6. 2. 21	購入・利用強制			2	69,957,800
R5- 7	サンデン㈱	製造	R6. 2. 26	不当な経済上の利益の提供要請(金 型)			61	-
R5- 8	日産自動車㈱	製造	R6. 3. 7	減額	36	3,023,676,843		
R5- 9	コストコホールセールジャパン㈱	製造	R6. 3. 12	減額、返品	20	33,503,828	11	1,998,476
R5- 10	㈱ビッグモーター	製造	R6. 3. 15	買いたたき、購入・利用強制、不当な 経済上の利益の提供要請			12	-
R5- 11	㈱ビーエムハナデン	製造	R6. 3. 15	購入・利用強制			3	-
R5- 12	㈱Gio	製造	R6. 3. 19	減額	14	82,052,292		
R5- 13	ニデックテクノモータ㈱	製造	R6. 3. 25	不当な経済上の利益の提供要請(金 型)			44	18,124,480

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

減額1,2

●下請取引の内容

ノジマは、下請事業者に対し、自社の店舗等で販売するノジマオリジナルの家電製品等の製造を委託。

●違反行為の概要

総額約7310万円を下請代金の額から減額(注)した。

(内 訳)

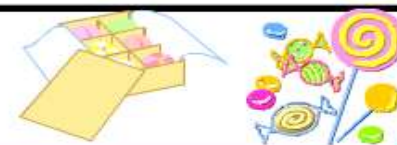
- 拡売費：約5403万円（下請事業者1名）
- 物流協力金：約833万円（下請事業者2名）
- セールリベート：約575万円（下請事業者1名）
- キャッシュリベート：約474万円（下請事業者2名）
- オープンセール助成：約19万円（下請事業者1名）
- 発注手数料：約3万円（下請事業者1名）

※ノジマは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

下請事業者（2名）
（ノジマオリジナルの家電製品等の製造）

●下請取引の内容

消費者等に販売する菓子等の製造委託



●違反行為の概要 ①減額、②返品は総額は約903万円

- ① 下請事業者66名に対し、下請代金の額から**約837万円**を減額した（注1）

(内訳) 春夏協賛：約330万円（下請事業者数33名）

秋冬協賛：約398万円（下請事業者数29名）

支払手数料（振込手数料の実費を超える額）：約38万円（下請事業者数66名）

特別値引き：約38万円（下請事業者数1名）

クレーム処理代：約34万円（下請事業者数43名）

- ② 商品を受領した後、下請事業者50名に対し、**約66万円**の商品を返品した（注2）

伊藤軒は、下請事業者に対し、減額及び返品した金額を支払済み（※）

（※）伊藤軒は、下請事業者に対し、返品の際にその送料を負担させていたが、当該返品送料の額も支払済みである。

下請事業者（66名）



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

減額3,4

●下請取引の内容

(株)メタルテックは、下請事業者に対し、自動車製造業者等から製造を請け負う自動車部品の製造を委託。

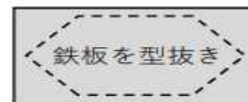
●違反行為の概要

くず
「屑費」として、

総額約6193万円を

下請代金の額から減額した(注)。

(下請事業者の製造過程で生じる鉄スクラップの例)



製品化する部分



下請事業者が鉄スクラップを売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑費」として減額

下請事業者(5名)
(自動車部品の製造)

日産自動車(株)(親事業者)
(自動車等の製造販売)

自動車を販売

販売会社等



下請取引

自動車の部品等の製造委託

自動車の部品等の納品



アルミホイールなど

違反行為の概要

日産自動車は、下請事業者(36名)に支払う下請代金から「割戻金」として総額30億2367万6843円を減額した(注)。

※日産自動車は、下請事業者に対して減額した金額を支払済み。

下請事業者(36名)
(自動車の部品等の製造)



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

減額5,6

● 下請取引の内容

消費者等に販売する食料品及びその原材料の製造委託



下請事業者(23名)

● 違反行為の概要 ①減額、②返品の内容は約3550万円

- ① 下請事業者20名に対し、下請代金の額から約3350万円を減額した(注1)

(内訳)

クーポンサポート※: 約2863万円(下請事業者数 6名)

(※商品販売時におけるプロモーション(値引き販売)の原資としていたもの。)

オープニングサポート※: 約487万円(下請事業者数19名)

(※新規開店に際して行うプロモーション(試食や値引き販売)の原資としていたもの。)

- ② 商品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、下請事業者11名に対し、約200万円の商品を返品した(注2)

※コストコホールセールジャパンは、下請事業者に対し、減額及び返品した金額を支払済み

● 下請取引の内容

消費者等に販売する「GRL」(グレイル)と称するブランドの婦人服等の製造委託



下請事業者(14名)

● 違反行為の概要 下請代金の減額(注1)

- ① 下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引(1.5%)」と称して、下請代金の額から約1527万円を減額した。(下請事業者1名)
- ② 消化仕入(注2)を行っていたところ、下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、「値引き」として、下請代金の額から約6678万円を減額した。(下請事業者13名)

減額の総額は約8205万円

G i oは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み

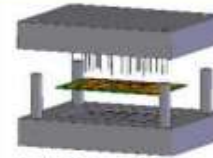
不当な経済上の利益提供要請(金型)1

サンケン電気(株)(親事業者)

下請事業者(16名)

下請取引の内容

サンケン電気(株)が販売する又は製造を請け負うパワー半導体製品の部品又は附属品の製造(製造委託)



※金型イメージ図
(サンケン電気(株)提供)

違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

サンケン電気(株)は、下請事業者との取引に関して、自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、
①一部の**下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていたにもかかわらず、又は**
②**サンケン電気(株)自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、**
なお下請事業者に**無償で保管させ続けるとともに、金型の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた。**

(下請事業者16名・金型386型)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

サンケン電気(株)は、

- 今後、下請事業者に不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

サンケン電気(株)は、下請事業者16名に対し、**金型保管サービス提供事業者【注】の価格例等を提示して見積書を徴収した上で、無償で金型を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額(1136万9160円)**を支払っている。

【注】我が国における金型等の無償保管要請の問題が顕在化する中で、現在、金型の保管サービスを提供する事業者も存在する。

【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準 違反行為事例7-5(型・治具の無償保管要請)

- (1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。
- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

不当な経済上の利益提供要請(金型)2

サンデン(株) (親事業者)



下請事業者 (61名)

下請取引の内容

自動車空調システム及び自動車空調用コンプレッサーの部品若しくは附属品の製造委託

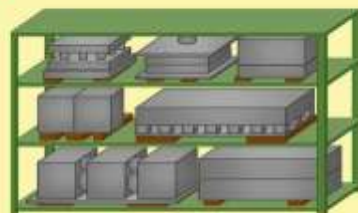


違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

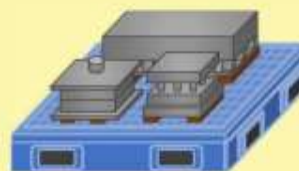
サンデン(株)は、下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和4年1月1日以降、**当該金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者61名に対し、合計4,220型の金型等を無償で保管させていた。**



※金型イメージ図



※金型保管のイメージ図



※サンデン(株)は、上記4,220型のうち、合計193型の金型等について、下請事業者5名に対し、保管費用相当額の一部を支払った。



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

勧告内容

サンデン(株)は、

- 下請事業者に無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

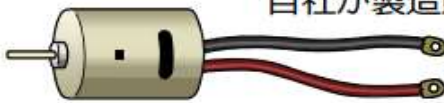
など



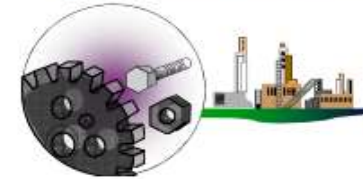
MOMO-O, MATSUO & NAMBA

不当な経済上の利益提供要請(金型)3

● 下請取引の内容



自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託



産業用モータの部品の製造を委託する際に、ニデックテクノモータ(株)等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備(以下「金型等」という。)を貸与



● 違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請)

ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者との取引に関して、**自社等が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等について、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型等の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた**(下請事業者44名・金型等600個)。

※ ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者44名に対し、**金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議した上で、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額(1812万4480円)を支払っている。**

下請事業者(44名)
(産業用モータに用いられる部品の製造)

ニデックテクノモータ(株)(親事業者)
(産業用モータの製造販売)



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請(※)を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備すること など



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

※【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
違反行為事例7-5(型・治具の無償保管要請)

- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

不当な給付内容変更及び不当なやり直し

王子ネピア(株) (親事業者)
(紙パルプ加工品等の製造販売)

● 下請取引の内容

王子ネピアが販売するマスクの製造を委託



● 違反行為の概要

本件下請事業者が、マスクの製造に必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、王子ネピアが、令和3年度分の**発注の一部を取り消すこと**により、本件下請事業者は、既に手配していた、

- ・ 資材の仕入代金
- ・ 資材の倉庫までの運送料
- ・ 資材の倉庫保管料
- ・ 資材の廃棄費用
- ・ 人件費

を、**負担することとなった。**

本件下請事業者が負担することとなった費用の総額は2622万円超

※王子ネピアは、本件下請事業者に対し、本件下請事業者の負担額に相当する額を支払済み。

本件下請事業者 (1名)



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・ 本件下請事業者の給付の内容を変更させることにより、利益を不当に害していた行為は、下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請事業者に対し不当な給付内容の変更(注)を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

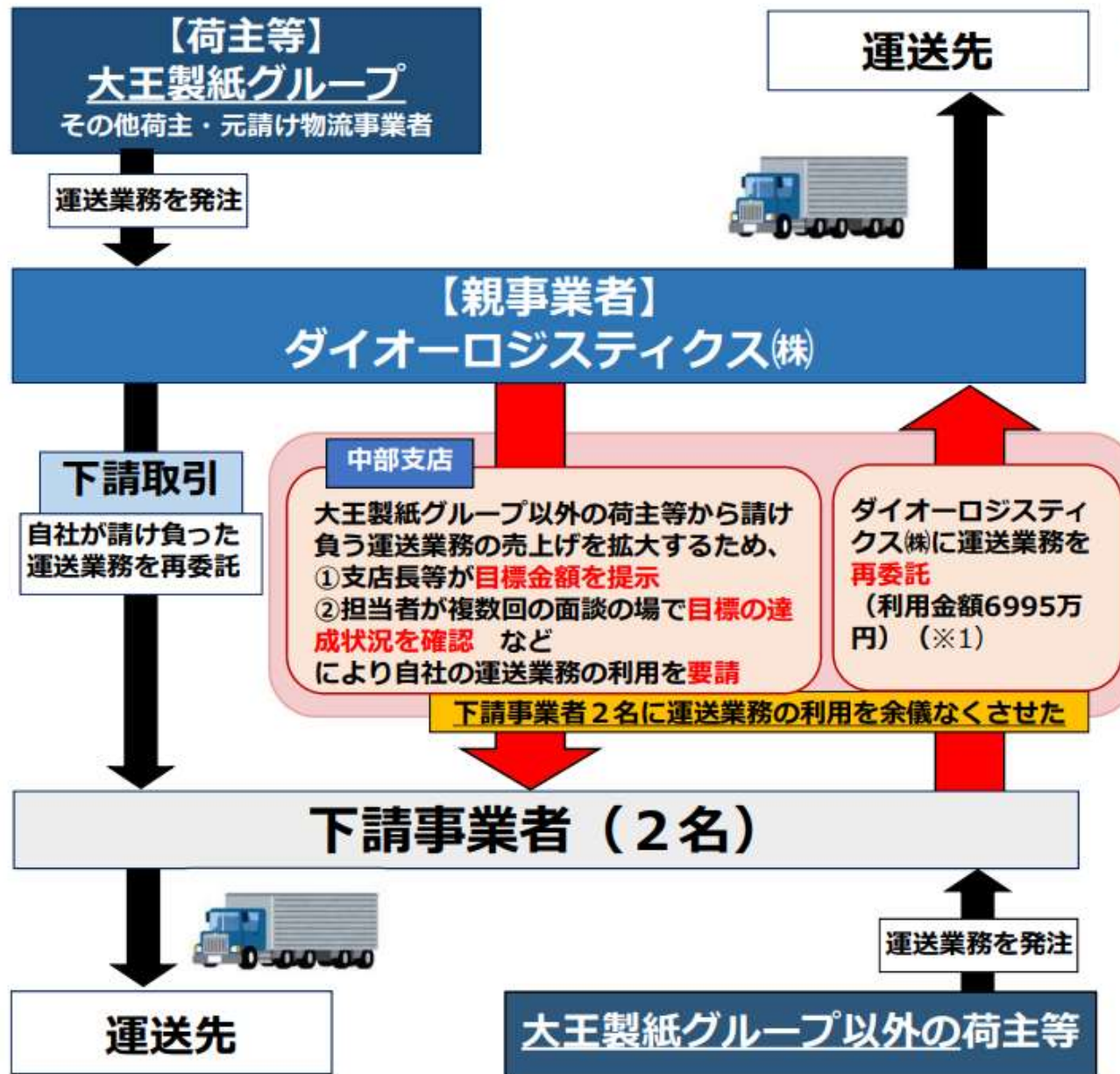
(注) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請法は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

購入・利用強制



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

- 今後、自社が提供する貨物の運送を強制して利用させないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

購入・利用強制の禁止

(下請法第4条第1項第6号)

下請事業者が発注する物品や役務の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、**親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることを禁止** (※2)

(※1) ダイオーロジスティクス(株)は、下請事業者2名に対し、自社が提供する運送業務を利用させることにより得ていた利益に相当する額を返還している。

(※2) 下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含む。

(株)ビックモーター及び(株)ビーエムハナテンに対する勧告等

- (1) 法定資料（発注書面、取引記録等）の不存在による下請事業者との取引内容の検証困難
 - (2) 代表取締役社長による業務用メッセージアプリのアカウント削除指示により、これを使用した社内指示や取引先との交渉記録の消失
 - (3) 店長等の下請取引の実情を知る従業員の大量退職
- 本件で調査したのは一部の店舗のみ

○ 勧告対象行為は以下。加えて、**発注書面交付義務違反、書類作成・保存義務違反、報告命令違反、支払遅延、遅延利息不払い**について指導。

●買ったとき (下請法第4条第1項第5号)



一方的な価格の引下げ

令和3年12月頃に、営業本部等の意向を踏まえて、中古自動車のコーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。

(下請事業者1名)

●購入・利用強制 (下請法第4条第1項第6号)



車両の買取強制

令和4年8月頃に、幹部等による巡回指導（環境整備点検）の際に、車両のクリーニング作業中に車内に水をかけた下請事業者に対して、下請事業者が希望していない追加オプションを複数付けた上で、約100万円で購入させていた。

(下請事業7名)

●利益の提供要請 (下請法第4条第2項第3号)



仕上げ小屋^(注)等の清掃、雑草除去作業等の無償要請

環境整備点検の前に、店舗の仕上げ小屋の床や側溝の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックス掛けなどを下請事業者が無償で行わせていた。

(注)：下請事業者が作業を行うためのスペースとして、店舗に設置されているものをいう。

(下請事業5名)



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



2. 「令和5年度における下請法の運用状況
及び中小事業者等の取引公正化に向けた取
組」(令和6年6月5日)などを踏まえて

(2) 中小事業者等の取引公正化に向けた取組



「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化等	③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底
1 転嫁円滑化に向けた更なる調査 ・緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年6月目途】 ・緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ） ・立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応 ・調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 ・書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付 ・調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】	1 重点的な立入調査 ・下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】 ・重点的な立入調査の実施【継続実施】 2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組 ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】 3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握 ・関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】	1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知 ・円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】 ・経済団体等への働きかけ【継続実施】 ・ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】 2 相談対応及び情報収集の実施 ・「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】 （不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。） ・中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正(令4.1、令 6.5)による「買いたたき」の解釈の明確化

下請法4条1項5号「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し**通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。**」

5 買いたたき

(1)「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常の対価」という。)をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額

イ 当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

(2)次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア(略)

イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

オ、カ、キ、ク、ケ、コ(略)



「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に係るコスト上昇分の価格転嫁の取組に関する特別調査」(R5.12.27)

【取引部企業取引課優越的地位濫用未然防止対策調査室】

特別調査の概要

【第1回書面調査】(対象事業者数 110,000名)
受注者・発注者の双方での立場での回答を求める調査

【第2回書面調査】(対象事業者数 3,064名)
第1回書面調査で受注者から名前の挙がった発注者等に対する調査

【令和4年緊急調査における注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査】
注意喚起対象4,030名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

【事業者名公表13名に対するフォローアップ調査】
令和4年緊急調査において事業者名公表の対象となった13名の事業者について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

書面調査の結果を踏まえた立入調査
(349件実施)

独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者8,175名**
に対し**注意喚起文書を送付**

＜調査結果＞

- ✓発注者8,175社に対し注意喚起文書を送付
- ✓送付件数の回答者数に占める割合は、令和4年の調査と比較して4.1ポイント減少
- ✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展

●調査結果を踏まえた事業者名の公表

令和6年3月15日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された**事業者10名**について、独占禁止法第43条の規定に基づき、**その事業者名を公表**

明らかとなった課題

- 独占禁止法Q&Aに関し、受注者からの価格転嫁の要請の有無にかかわらず、価格転嫁の必要性について価格交渉の場において明示的に協議を行う必要があることが、発注者に十分に認識されていない。
- 原材料価格やエネルギーコストと比べ、労務費の転嫁が進んでいない。
- サプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁が滞っており、また、特にサービス業において価格転嫁が円滑に進んでいない。
- 多重下請構造が存在する特定のサプライチェーンにおいて、価格転嫁が円滑に進んでいない。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

R4年調査の際の事業者名公表13名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表13名は、進捗の程度に差があるものの、いずれも、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めていた。

事業者名の公表に係る方針 (R5.11.28公表)

価格転嫁円滑化に関する調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者については、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査^(注1・2)を実施し、当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等^(注3)が確認された場合には、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、**独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとする。**なお、当該事業者名の公表は、独占禁止法に違反すること又はそのおそれを認定するものではない。

- ◆ 今後の取組：公正取引委員会は、今般の特別調査の結果を踏まえ、次の取組を行っていく。
- 独占禁止法Q&Aの考え方、特に、**受注者からの価格転嫁の要請の有無に関わらず、価格転嫁の必要性について価格交渉の場において明示的に協議する必要があることについて、更なる周知。**
- 上記「事業者名の公表に係る方針」に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その**事業者名を公表する方針で個別調査を実施。**
- 下記「労務費転嫁交渉指針」を踏まえた価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施及び注意喚起文書を送付された8,175社に対するフォローアップ調査の実施。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(R5.11.29 内閣官房・公取委)

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。**
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。**

発注者 【行動①: 本社(経営トップ)の関与】、【行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施】、【行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

【行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】、【行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと】、【行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること】

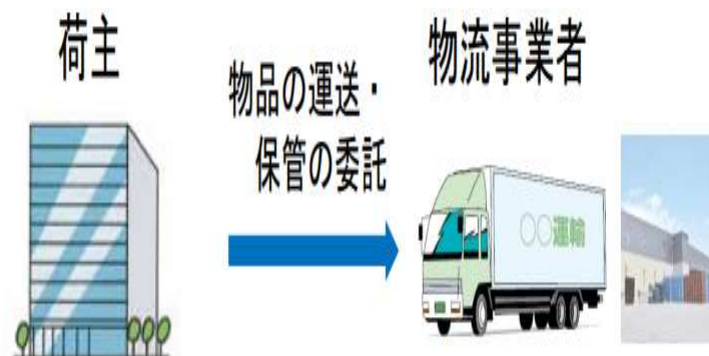
受注者 【行動①: 外部相談窓口の活用】、【行動②: 公表資料を根拠資料に用いる】、【行動③: 優位な値上げ要請タイミング】、【行動④: 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

双方 【行動①: 定期的なコミュニケーション】、【行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

物流特殊指定（荷主と物流業者間の取引における優越的地位濫用を規制するための告示）（H18.3.27）



荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人事業者を含む。）
資本金1000万円超3億円以下	資本金1000万円以下（個人事業者を含む。）
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

物流特殊指定における禁止行為

- | | | |
|----------|-----------------|-------------------|
| ①代金の支払遅延 | ④物の購入強制・役務の利用強制 | ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し |
| ②代金の減額 | ⑤割引困難な手形の交付 | ⑧要求拒否に対する報復措置 |
| ③買いたたき | ⑥不当な経済上の利益の提供要請 | ⑨情報提供に対する報復措置 |



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果と優越的地位の濫用事案の処理状況（R6.6.6）

1. 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果

【取引部企業取引課優越的地位濫用未然防止対策調査室】

- ・ 書面調査対象事業者 荷主：30,000名 物流業者40,000名
- ・ 荷主121名に対する立入調査を実施
- ・ 独占禁止法上の問題につながるおそれのある荷主573名に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付

行為類型	件数	割合
買いたたき	239件	34.8%
代金の減額	142件	20.7%
代金の支払遅延	117件	17.0%
不当な給付内容の変更及びやり直し	106件	15.4%
不当な経済上の利益の提供要請	45件	6.6%
割引困難手形の交付	31件	4.5%
その他	7件	1.0%
合計	687件	100%

（注）複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は前記（1）の荷主数573名とは一致しない。

2. 荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位濫用事案の処理状況

【審査局管理企画課優越タスク】

- ・ 優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、17件の注意
- 「不当な給付内容の変更及びやり直し」が最も多く、次いで「代金の減額」、「不当な経済上の利益の提供要請」



3. 「独占禁止法に関する相談事例集（令和5年度）」（令和6年6月13日）などを踏まえて



<相談内容別件数>（企業結合に関する相談を除く。）

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度
事前相談制度による相談	1	1
事業者の活動に関する相談	1	0
事業者団体の活動に関する相談	0	1
一般相談	3,017	5,910
事業者の活動に関する相談	2,879	5,727
○流通・取引慣行に関する相談 （うち優越的地位の濫用に関する相談）	2,631 (2,094)	5,414 (4,788)
○共同行為・業務提携に関する相談	110	151
○技術取引に関する相談	8	13
○共同研究開発に関する相談	6	15
○その他	124	134
事業者団体の活動に関する相談	138	183
合計	3,018	5,911



事例集掲載相談事例 11件

1 事業者の活動に関する相談（7件）

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条 (注)	回 答
1	輸送用機械メーカー4社が、共同して技術研究組合を設立し、当該組合において二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術に関する基礎研究を共同して実施し、研究成果を共有すること	第3条（私的独占及び不当な取引制限）	問題なし
2	山口県周南市に所在する石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている出光興産株式会社、東ソー株式会社、株式会社トクヤマ、日鉄ステンレス株式会社及び日本ゼオン株式会社が、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けて実施する共同行為	第3条（不当な取引制限）	問題なし
3	今後製品寿命が到来する電気機器について、電気機器メーカー12社が、それぞれ行っていた廃棄処理業務を、新たに共同で設立する団体において行う取組	第3条（不当な取引制限）	問題なし
4	加工食品メーカー4社が、物流の2024年問題の解消に向けて、小売業者に対する商品の配送において物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに取り組むことを共同で宣言する行為	第3条（不当な取引制限）	問題なし
5	工業製品メーカー2社が、需要量が減少している工業製品について、原材料の共同購入を行うとともに、2社のうち1社が、他の1社に対して製品の全量OEM供給を行うこと	第3条（不当な取引制限）	問題なし
6	一般消費者向けの商品を供給する事業者が、急激なコスト上昇のため同商品を供給する契約の新規受付を終了する競争事業者に、一般消費者との契約の取次ぎを依頼すること	第3条（私的独占）	問題なし

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条 (注)	回 答
7	燃料費の高騰等による利益率の低下や新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による利用率の低下を背景として、旅客輸送会社2社が、共同で、特定の路線についての運行時刻等の調整を行うこと、広告活動を行うこと及び必要な範囲の情報を共有することを内容とする業務提携を行うこと	第3条（不当な取引制限）	問題なし

（注）本表に記載の条番号は、独占禁止法のものであります（後記2において同じです。）。

2 事業者団体の活動に関する相談（4件）

事例番号	相談に係る行為の概要	関係法条	回 答
8	建設業者等により構成される連合会が、建設業における時間外労働の上限規制の適用に対応するため、週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等を決定した上で発注者に対し示すとともに、対外的に宣言すること	第8条第3号（一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数の制限）・第4号（構成事業者の機能又は活動の不当な制限）・第5号（事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること）	問題なし
9	機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額の算出手順の例を公表すること	第3条（不当な取引制限） 第8条第1号（一定の取引分野における競争の実質的制限）・第4号（構成事業者の機能又は活動の不当な制限）	問題なし
10	日本自動車車体整備協同組合連合会が、損害保険会社との間で、自動車車体整備の取引に係る工賃の算出に用いられる指数対応単価の引上げに関して、中小企業等協同組合法に基づく団体協約を締結すること	第8条第1号（一定の取引分野における競争の実質的制限）・第4号（構成事業者の機能又は活動の不当な制限） 第22条（一定の組合の行為）	問題なし
11	農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者がインボイスを発行できない事業者であることを明示すること	第19条（不公正な取引方法） （一般指定第4項（取引条件等の差別取扱い））	問題なし



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

相談事例1 輸送用機械メーカーによる二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術 のための共同研究

輸送用機械メーカー4社が、共同して技術研究組合を設立し、当該組合において二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術に関する基礎研究を共同して実施し、研究成果を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- ✓ 当該輸送用機械の4社の市場シェア合計は約 90 %
- 本件新技術基礎研究の共同実施・研究成果共有により、**本件新技術に係る技術市場**における競争を実質的に制限しない。
 - ・ **本件新技術研究開発の競争者の存在**；4社製造以外の輸送用機械業界においても国内外で行われている。
 - ・ **共同研究の必要性**；1社単独で取り組むのが困難な本件共同研究は技術革新を促進し、競争促進効果を有する。
 - ・ **4社以外の事業者も本件組合に参加可能**
 - ・ **本件共同研究とは別に、4社が単独で又は他の事業者と共同で、本件と同様の研究を行う又は本件以外の研究を行うことは制限されない。**
 - ・ **参加事業者以外の事業者も、本件研究成果を無償又は合理的な対価で利用可能**
- **当該輸送用機械市場**における競争を実質的に制限しない。
 - ・ **特定の製品開発を対象としない**；本件共同研究の対象範囲は本件新技術の基礎研究に限られ、実施期間も5年限定であることから、4社間で製品開発競争が損なわれる可能性は低い。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

相談事例2 石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為（令和6年2月15日公表）

山口県周南市に所在する石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている出光興産株式会社、東ソー株式会社、株式会社トクヤマ、日鉄ステンレス株式会社及び日本ゼオン株式会社が、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けて実施する共同行為について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- **カーボンニュートラル実現に向けた3つの共同行為**
 - (a) アンモニア等を燃料とする**共同発電設備の設置・利用、アンモニア等の共同購入、不要発電設備等の計画的廃棄**
 - (b) バイオマス等を用いた製品原材料の**共同購入、当該製品の共同生産**
 - (c) 排出二酸化炭素の**共同回収、燃料・原材料への再利用又は貯留**
- は、5社が周南コンビナートにおいて製造する製品のコストに影響を与える取組であるが、競争を実質的に制限しない。
 - ・ **5社の製品が競合しない**；周南コンビナートにおいて5社の製造する製品の多くは競合関係にない。
 - ・ **競合製品の全国市場におけるシェアは低い**；共同行為による競争制限効果が見込まれない。
- アンモニア、バイオマス等の購入市場における競争を実質的に制限しない。
 - ・ **本件共同行為によって購入されることが想定されるアンモニア、バイオマス等の量は供給量に比して限定的**
 - ・ **アンモニア、バイオマス等の購入市場の競争は、世界的なカーボンニュートラルの動きによって活発になることが見込まれる**

相談事例3 今後製品寿命が到来する電気機器についてのメーカーによる廃棄処理業務の共同化

今後製品寿命が到来する電気機器について、電気機器メーカー12社が、それぞれ行っていた廃棄処理業務を、新たに共同で設立する団体において行う取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

✓ 当該電気機器販売市場における12社のシェア合計は約95%

○ 本件団体の共同設立により、12社の当該電気機器販売市場における競争を実質的に制限しない。

・ 12社は独立した競争単位として販売活動を継続；12社は廃棄処理業務に必要となる最小限の情報のみを本件団体に提供し、本件団体は、提供された情報を、12社が相互に知り得ることのないよう、情報遮断措置を適切に講じる。

○ 当該電気機器の所有者に対する廃棄物処理業務の提供市場における競争を実質的に制限しない。

・ 当該電気機器廃棄物処理業務提供に係る12社の合計シェアは小さい。
・ 産業廃棄物処理業者の当該電気機器廃棄物処理業務の提供についての供給余力は十分。

○ 当該電気機器廃棄物処理業務の調達市場における競争を実質的に制限しない。

・ 当該電気機器廃棄物処理業務調達に係る12社の合計シェアは小さい。
・ 産業廃棄物処理業者は12社以外から当該電気機器廃棄物処理業務を受託できる。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

相談事例4 加工食品メーカーによる物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに向けた共同宣言

加工食品メーカー4社が、物流の2024年問題の解消に向けて、小売業者に対する商品の配送において物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに取り組むことを共同で宣言する行為について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

✓ 当該加工食品の製造販売分野における4社の市場シェア合計は約75%。

✓ 附帯作業の実施の有無及びその内容は、同加工食品販売における4社の競争手段の一つ。

○ 本件付帯作業の見直し取組み共同宣言は独禁法上問題とならない。

・ 本件取組は価格、数量等重要な競争手段を制限しない。
・ 4社はそれぞれ見直しの内容を独自に決定し、小売業者との間で独自に交渉を行うものであり、需要者の利益を不当に害しない。

・ 本件取組は、物流の2024年問題への対応という社会公共的な課題について、国が策定したガイドラインを踏まえて行うものであり、社会公共的な目的等正当な目的に基づくものであり、また、当該目的において合理的に必要とされる範囲内のもの。

⇒ 営業方法に関する制限であり、その競争制限効果は高くなく、需要者の利益を不当に害するものでない、また、社会公共目的達成のため合理的に必要とされる範囲のものといえることから、独禁法上問題とならない、との判断。

相談事例5 需要量が減少している工業製品に係るメーカーによる原材料の共同購入及び製品の全量OEM供給

工業製品メーカー2社が、需要量が減少している工業製品について、原材料の共同購入を行うとともに、2社のうち1社が、他の1社に対して製品の全量OEM供給を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- ✓ 当該工業製品の製造販売市場における2社の合計シェアは約 60%
- 2社による原材料の共同購入は、**原材料購入市場**における競争を実質的に制限しない。
 - 日本国内の原材料の購入市場における2社の合計シェアは10%未満
- 2社による当該工業製品のOEM供給は、**同工業製品の製造販売市場**における競争を実質的に制限しない。
 - ① 2社が当該工業製品の販売価格等をある程度自由に左右できる状況にはない(cf.単独行動による競争制限)。
 - 当該工業製品の需要量は減少傾向にあるため、需要者からの競争圧力が生じていること
 - 他に約30%のシェアを有する有力な競争事業者が存在すること
 - 当該工業製品よりも年間供給量が多い他の工業製品による隣接市場からの競争圧力があること
 - ② 2社は、本件取組開始後においても、それぞれ独自に当該工業製品を販売し、互いの販売価格、販売数量、取引先等には一切関与しない(cf.協調的行動による競争制限)。
 - 2社は、互いに当該工業製品のOEM供給価格や製造数量等の情報が2社の販売部門等に共有されないように情報遮断措置を講じる。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

＜事業者団体の活動に関する相談＞

相談事例8 事業者団体による週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等の決定及び宣言

建設業者等により構成される連合会が、建設業における時間外労働の上限規制の適用に対応するため、週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等を決定した上で発注者に対し示すとともに、対外的に宣言することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 団体による自主規制活動である本件取組は独禁上問題とならない。
 - 本件取組により、工期の長期化・費用の高額化の可能性があることから、競争制限的効果が見込まれるが、週休二日を前提とした工期と費用に基づく見積書は、初回の見積書に限られ、それ以降の発注者等との交渉や契約の内容を統一するものではなく、需要者の利益を不当に害しない。
 - 本件取組は、建設業における時間外労働上限規制の適用への対応として、国が促している取組内容にも沿ったものであるため、社会公共的な目的に基づく取組であり、当該目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものである。
 - 会員間で不当に差別的な内容ではなく、また、連合会は、会員に対して、本件取組の遵守を強制することはしない。

⇒ 競争制限効果は見込まれるが、社会公共目的達成のため合理的に必要とされる範囲のものであることを勘案すると、競争の実質的制限には当たらず、独禁法上問題とならない、との判断。

相談事例 9 事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組

機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額の算出手順の例を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 工業会会員中小事業者は価格転嫁方法についての知識や価格転嫁のための算定等を行う人手不足などの事情から、価格転嫁の交渉の申入れがなされず、価格転嫁が進まない状況が発生している。

○ 工業会が、原材料価格、エネルギー価格及び物流費それぞれについて、新聞、ウェブサイト等で公表されている市況情報の推移を、統計データとして取りまとめ、会員が当該データなどを用いて、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額を容易に算出することができる、算出手順例を公表することは、独禁法問題とならない。

- ・ 工業会が当該算出手順を使用することを会員に強制するものではない。
- ・ 市況情報の推移の調査対象は、いずれも公表されているもの。
- ・ 公表される算出手順は、通常考えられる要請額の算出手順を例示するものに過ぎず、具体的な価格等を示すものではない。

(参考) 事業者団体ガイドライン第2-10-4(原価計算の一般的な方法の作成等)。

中小事業者の団体が、中小事業者に対して、原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは、事業者間に価格等重要な競争手段の具体的な内容について共通の目安を与えるようなことのないものに限り、原則として独占禁止法上問題とならない

相談事例 11 競りの出品者がインボイスを発行できない事業者であることを出品情報資料上で明示する取組

農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者がインボイスを発行できない事業者であることを明示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 落札した農産物出品者が非登録出品者であった場合、落札者は一定の範囲を超えて仕入税額控除ができず、課税出品者である場合よりも、落札者が納税する消費税の額は増加することになる。

○ 本件取組は、事業者団体が事業者として事業(競り)を行うものであるところ、特定の出品者に対し、取引の条件又は実施について、不当に不利な取扱いをするものではないので、不公正な取引方法に当たらない。

・本件取組は落札前に出品者が非登録出品者であることを出品情報資料に明示することで、落札者の消費税の納税額を予見させるもので合理的な理由がある。

・ また、課税出品者か非登録出品者の違いによって仕入税額控除が可能となる範囲が異なることに伴う正当なコスト差が生じ得ることを示すに過ぎないことから、非登録出品者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすとまではいえない。

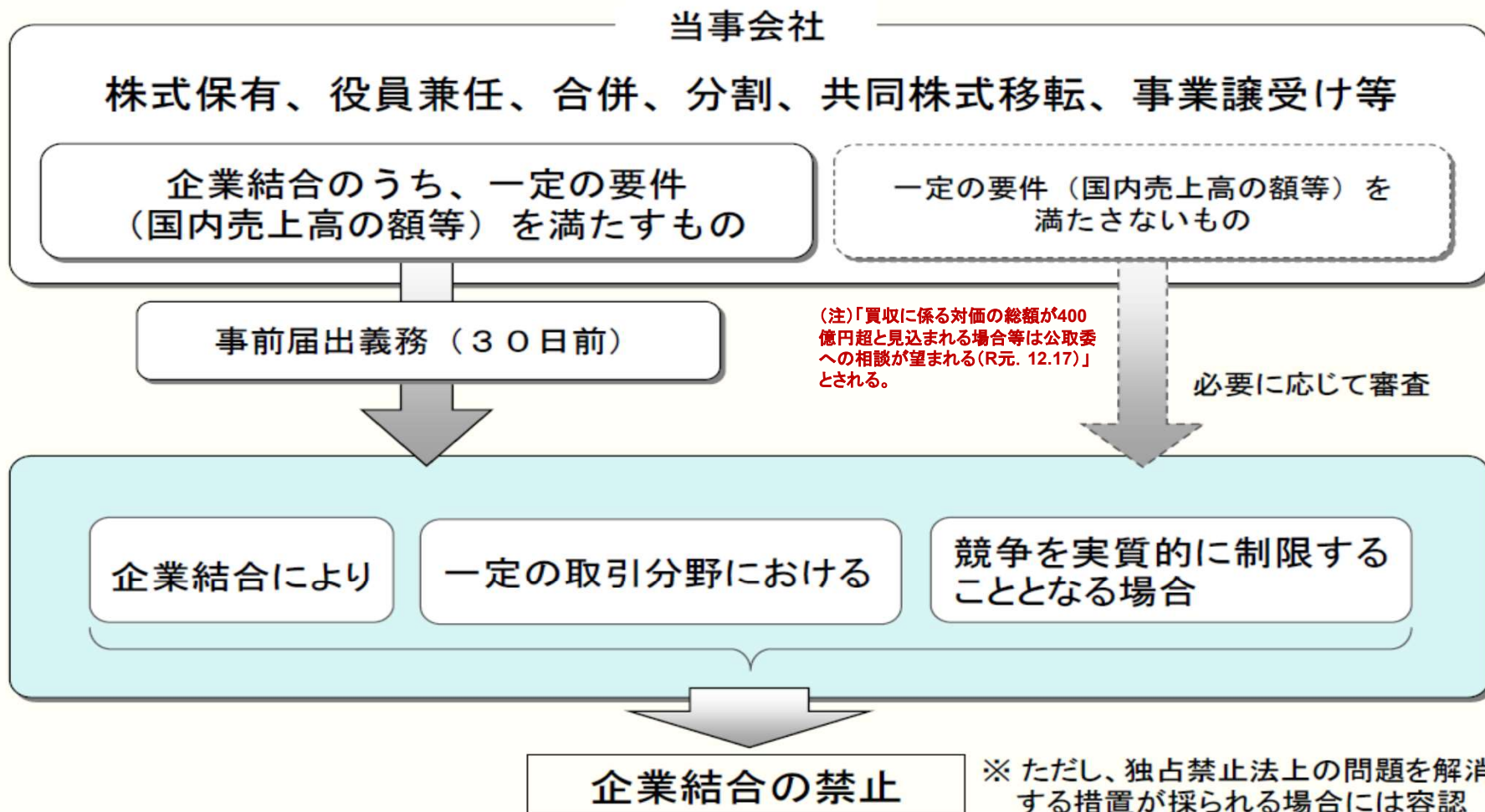


4. 「令和5年度における企業結合関係届出
の状況及び主要な企業結合事例について」(
令和6年7月5日)などを踏まえて

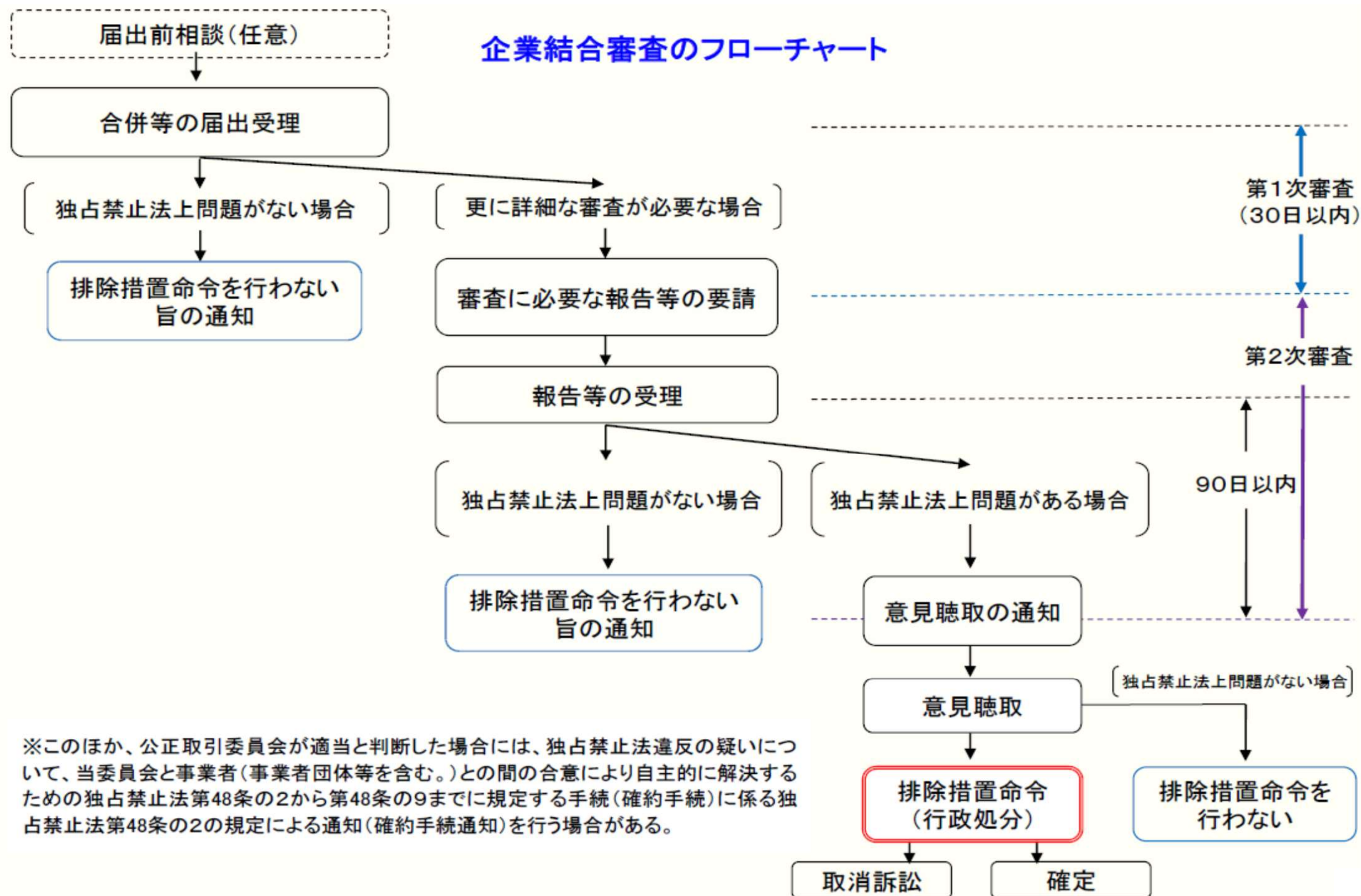


企業結合審査の基本的な考え方

(関係条文: 独占禁止法第10条、第13条～第16条等)



企業結合審査のフローチャート



企業結合関係届出の状況

〔表〕 過去5年度に受理した届出の処理状況

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
届出件数	310	266	337	306	345
第1次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	300	258	328	299	335
	(217)	(199)	(248)	(243)	(262)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	9	7	8	7	10
第2次審査に移行したもの	1	1	1	0	0

令和5年度に審査を終了した企業結合案件のうち以下の審査手法を用いたものの件数

審査手法	件数
第三者からの情報・意見の募集	1件
内部文書の活用	10件
経済分析の活用	7件
海外当局との意見交換	5件

第3表 外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移^(注)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	11	9	4
外国企業同士の統合計画に係る届出	33	28	30
合計	44	37	34

(注) 第1表に記載している届出件数のうち、外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移について記載している。

(参考) 過去3年度における届出を要しない企業結合計画の審査状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当該年度内に審査を終了した届出を要しない企業結合計画	14	15	13



「令和5年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

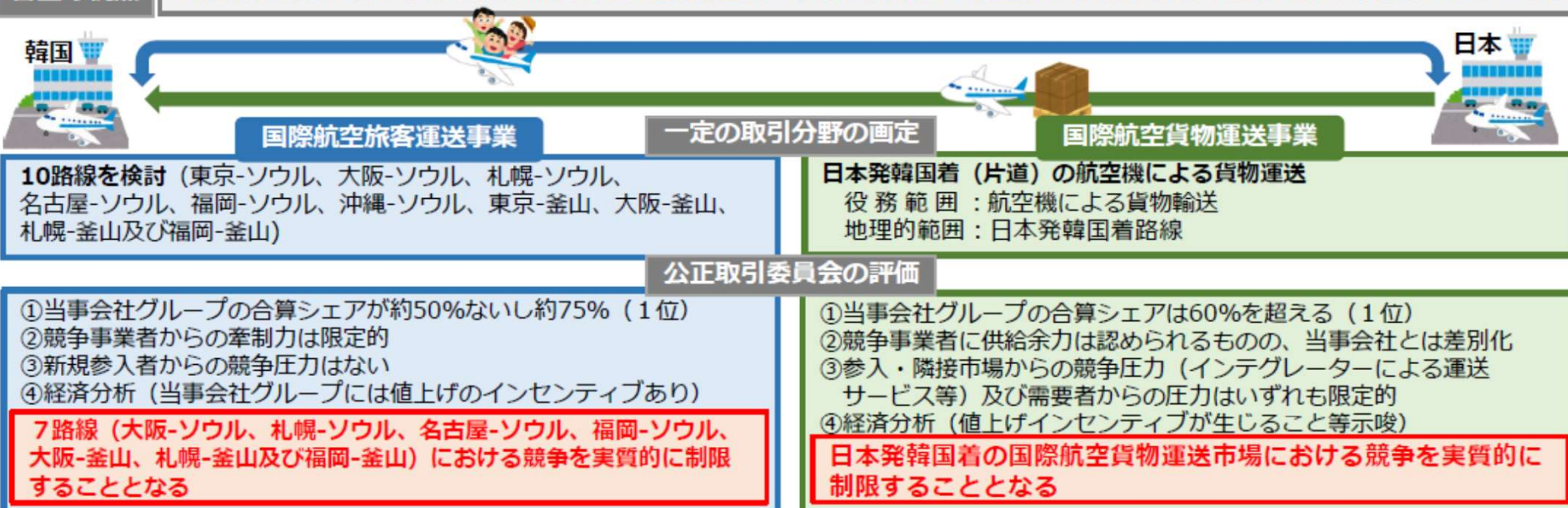
	事例の名称 (主な検討分野)	企業結合形態等				審査手法			
		水平	垂直	混合	問題 解消 措置	情報・ 意見の 募集	内部 文書の 活用	経済 分析 の活用	海外当局 との 情報交換
1	三井化学(株)及び旭化成(株)による不織布事業の統合 (衛材用途不織布)	○	○	-	-	-	-	-	-
2	富士製薬工業(株)による持田製薬(株)の男性不妊症治療薬製造販売 事業の譲受け (医療用医薬品)	○	-	-	-	-	-	-	-
3	ニデック(株)による(株)TAKI SAWAの株式取得 (工作機械)	○	○	○	-	-	-	-	-
4	(株)リコー及び東芝テック(株)による複合機製造事業等の統合 (複合機)	○	○	-	-	-	-	-	-
5	三菱電機(株)及び三菱重工業(株)による発電機事業の統合 (発電機)	○	○	-	-	-	-	-	-
6	豊田合成(株)による芦森工業(株)の株式取得 (エアバッグ)	○	-	○	-	-	-	-	-
7	(株)ゼンリン及び(株)アイシンによる(株)トヨタマップマスターの 株式取得 (地図データベース)	○	○	-	-	-	-	-	-
8	(株)TBSホールディングスによる(株)U-NEXTの株式取得 (映像コンテンツ)	○	○	-	-	-	-	-	-
9	(株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得 (国際航空旅客運送及び国際航空貨物運送) (令和6年6月19日審査結果の詳細公表)	○	-	-	○	-	○	○	○
10	(株)MPDによるカルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)のフラ ンチャイズチェーンの本部事業の吸収分割 (書店)	○	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。
「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。
「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。
網掛けは、個別案件として公表した案件。

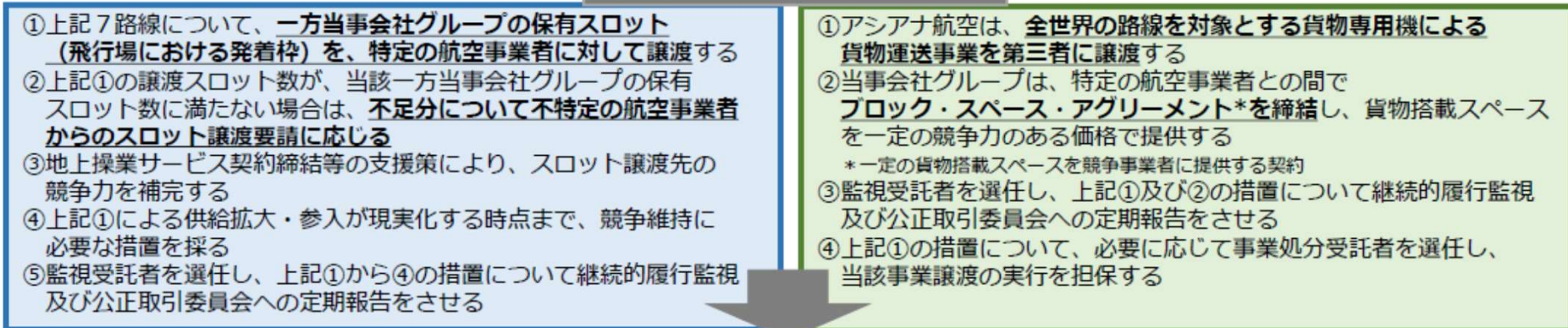
事例9 (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得

審査の視点

本件株式取得により、日本と韓国間の国際航空旅客運送市場及び国際航空貨物運送市場における競争を実質的に制限することとなるか



当事会社からの問題解消措置の提案



上記措置が講じられることを前提とすれば、競争を実質的に制限することとならないと判断



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー(独占禁止法プラクティスグループ)
南部 利之

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副部長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副部長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

1998年4月～2005年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員
国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

1982年4月公正取引委員会事務局入局／2019年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～04年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

カウンセラー



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々対応している。

アソシエイト



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第10回]

押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド

～令和5年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

補足資料

丸ビルカンファレンス(Room4)
2024年(令和6年)8月30日(金)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 向 宣 明



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



追加資料1

「令和5年度における下請法の運用状況及び
中小事業者等の取引公正化に向けた取組」
(令和6年6月5日)関連

企業取引研究会の開催について



企業取引研究会の開催について

令和 6 年 7 月
公正取引委員会
中小企業庁

1 開催の趣旨

- (1) 我が国がデフレから完全に脱却し、経済の好循環を実現するためには、構造的な質上げが必要であり、そのためには構造的な質上げ原資の確保が必要であるところ、我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境の整備が重要である。現在、政府は、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが必要である、という問題意識の下で、価格転嫁対策に取り組むこととしている（「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定））。
- (2) その取引環境の整備の一環として、これまで、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）に基づき、政府一体となって価格転嫁対策に取り組んできたところである。公正取引委員会においても、同パッケージを踏まえ、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&Aにおいて、協議を経ない取引価格の据置き等の考え方の明確化を行うとともに、特別調査等を通じた独占禁止法や下請法（「下請代金支払遅延等防止法」をいう。以下同じ。）の執行強化に努め、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者についてその事業者名を公表するなど、従来にない取組を講じてきた。その結果、価格交渉や価格転嫁の動きにも進捗がみられる。
- (3) 他方で、公正取引委員会が令和5年度に実施した特別調査の結果、サプライチェーンの取引段階を遡り、2次、3次と階層が深くなるにつれて価格転嫁が滞っていることなどを踏まえると、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくに当たり、取引環境の整備として解決されるべき課題がまだ残っていると考えられる。
- (4) また、下請法の主要な改正が行われてから約20年が経過しており、現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における取引環境の整備についても検討する必要がある。
- (5) このため、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェ

ーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催する。

2 研究会の構成等

- (1) 本研究会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 月1回程度を目途として本研究会を開催する。（初回開催は令和6年7月22日）
- (3) 本研究会は、委員による自由闊達な意見交換を促進するために非公開とするが、議事録を速やかに公表する。
- (4) 本研究会は、公正取引委員会事務総局と中小企業庁の共催とする。
- (5) 本研究会の庶務は、関係部局等の協力を得て、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び中小企業庁事業環境部取引課が行う。





円滑な価格転嫁のための 取引環境の整備について

令和 6 年 7 月 22 日
公正取引委員会
中小企業庁



今後、主に御議論いただきたい事項

次回以降、「円滑な価格転嫁のための取引環境の整備」に係る、個別の課題と解決の方向性についての御議論をお願いしたい。例えば以下のような論点が考えられるのではないか。

○ 適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買いたたき規制の在り方）

近年のようなコスト上昇局面において、価格への反映の必要性を明示的に協議せずに価格を据え置くなど、一方的に受注者（下請事業者）の経営を圧迫するような価格を設定する行為について、より適切な価格転嫁に関する環境整備の観点から、どのように考えるべきか。【関係条項：下請法第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）、優越G L第4の3（5）ア（取引の対価の一方的決定）】

○ 支払条件に関する課題（約束手形、ファクタリング等）

支払手段として約束手形等を用いることにより、発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める商慣習について、どのように考えるべきか。

このほか、ファクタリングの利用や民法上は発注者負担が原則とされている振込手数料を受注者に負担させる商慣習など、支払条件に関する商慣習について、どのように考えるか。【関係条項：下請法第2条の2（下請代金の支払期日）、第4条第1項第2号（支払遅延の禁止）、第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）、民法第485条（弁済の費用）】

○ 物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方

平成15年に行われた下請法改正（平成16年施行）により、運送事業者間の運送業務の委託については下請法の対象とされ、一方、荷主から運送事業者に対する運送業務の委託については、下請法の対象ではなく、「物流特殊指定」（平成16年施行）により対応することとされた。

他方、近年、物流に関しては、物流の「2024年問題」に端を発し、多重下請構造に起因する問題や荷主により長時間の荷待ちや無償での荷役を求められることが社会問題化し、今般、一定の法整備（改正物流総合効率化法、改正貨物自動車運送事業法）も行われたところ。こうした状況を踏まえ、現行の優越的地位の濫用規制の在り方についてどのように考えるべきか。

【関係条項：下請法第2条第4項（役務提供委託）、物流特殊指定】

20



今後、主に御議論いただきたい事項

○ 執行に係る省庁間の連携体制の在り方

国土交通省におけるトラックGメンの創設など、事業所管省庁においても取引適正化の取組が進められている。サプライチェーン全体の取引環境の整備や取引の公正化を図る上では、下請法の執行においても、各事業所管省庁と連携し、面的な執行を図っていくべきではないか。そのためにどのような対応が考えられるか。【関係条項：下請法第9条第3項】

○ 「下請」という用語の見直し

下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。また、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっているといった時代の変化を踏まえ、適切な用語を検討すべきではないか。【関係条項：下請法】

○ その他

- * 下請法は資本金という外形的な基準により対象となる事業者を規定しているところ、適用を逃れるために親事業者が減資をする、下請事業者に増資を求めるなどの事例が指摘されている。このような指摘を踏まえ、下請法の適用基準についてどのように考えるか。【関係条項：下請法第2条第7項（定義）、第7条（勧告）】
- * 型の無償保管や知的財産の無償提供を求める行為について、下請法や優越的地位の濫用に係る考え方を整理する必要があるのではないか。【関係条項：下請法第4条第1項第5項（買いたたきの禁止）、第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）、優越G L第4の2（3）（その他経済上の利益の提供の要請）】
- * 命令や罰則の導入等、下請法の実効性確保が必要との指摘についてどのように考えるか。【関係条項：下請法第10条（罰則）】



追加資料2

「独占禁止法に関する相談事例集（令和5年度）」（令和6年6月13日）関連

相談事例9 事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組



相談事例 9 事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組

機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額の算出手順の例を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 工業会会員中小事業者は価格転嫁方法についての知識や価格転嫁のための算定等を行う人手不足などの事情から、価格転嫁の交渉の申入れがなされず、価格転嫁が進まない状況が発生している。

○ 工業会が、原材料価格、エネルギー価格及び物流費それぞれについて、新聞、ウェブサイト等で公表されている市況情報の推移を、統計データとして取りまとめ、会員が当該データなどを用いて、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額を容易に算出することができる、算出手順例を公表することは、独禁法問題とならない。

- ・ 工業会が当該算出手順を使用することを会員に強制するものではない。
- ・ 市況情報の推移の調査対象は、いずれも公表されているもの。
- ・ 公表される算出手順は、通常考えられる要請額の算出手順を例示するものに過ぎず、具体的な価格等を示すものではない。

(参考) 事業者団体ガイドライン第2-10-4(原価計算の一般的な方法の作成等)。

中小事業者の団体が、中小事業者に対して、原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは、事業者間に価格等重要な競争手段の具体的な内容について共通の目安を与えるようなことのないものに限り、原則として独占禁止法上問題とならない

相談事例 11 競りの出品者がインボイスを発行できない事業者であることを出品情報資料上で明示する取組

農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者がインボイスを発行できない事業者であることを明示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 落札した農産物出品者が非登録出品者であった場合、落札者は一定の範囲を超えて仕入税額控除ができず、課税出品者である場合よりも、落札者が納税する消費税の額は増加することになる。

○ 本件取組は、事業者団体が事業者として事業(競り)を行うものであるところ、特定の出品者に対し、取引の条件又は実施について、不当に不利な取扱いをするものではないので、不公正な取引方法に当たらない。

・本件取組は落札前に出品者が非登録出品者であることを出品情報資料に明示することで、落札者の消費税の納税額を予見させるもので合理的な理由がある。

・ また、課税出品者か非登録出品者の違いによって仕入税額控除が可能となる範囲が異なることに伴う正当なコスト差が生じ得ることを示すに過ぎないことから、非登録出品者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすとまではいえない。

【以下、本セミナー(第9回)資料より抜粋】

なぜ、「競合の機微情報の提供(共有)」がポイントになるのか

In re: RealPage, Inc., Rental Software Antitrust Litigation
(No. II)

2023 U.S. Dist. LEXIS 230200



請求の不記載を理由とする却下の申し立てに耐えるためには、訴状には「申立人が救済を受ける権利を有することを示す、簡潔かつ平易な請求の記述」が含まれていなければならない(Fed.R. Civ.P. 8(a)(2))。却下の申し立てを検討する際、裁判所は、原告に最も有利な観点から訴状を解釈し、訴状のすべての十分な事実主張を真実として受け入れ、原告に有利なすべての合理的推論を導かなければならない。

訴状における事実の主張は、どのような請求が主張されているかを被告に通知するのに十分である必要があり、原告は、法的請求がもっともらしくなるように、すなわち、単に可能性がある以上の「十分な事実関係」(“sufficient factual matter” to render the legal claim plausible”)を主張しなければならない。

事件の却下申立段階において、シャーマン法第1条の主張は、(共謀の)合意がなされたことを示唆するのに十分な事実関係(それを真実とみなしたとき)を含む訴状を必要とする。

合意を推認するもっともらしい根拠を探すことは、弁論段階で「蓋然性」(probability)の要件を課すものではなく、単に、証拠開示によって違法な合意の証拠が明らかになるという合理的な期待を抱かせるに足る十分な事実を求めるものである。

ディスカバリーの恩恵を受けた後の略式判決では、その責任はより重くなる。その際、原告は、共謀者とされる者が単独で行動した可能性を排除する傾向のある証拠を提示しなければならない。

「合法的な行為の可能性を排除する事実」を主張することが要求されるのであれば、私的な原告の訴状で(シャーマン法)第1条違反を主張できるものはほとんどないだろう。結局のところ、理性的な人間は公然と陰謀を企てたりはしないし、原告が証拠開示の前に陰謀でない説明の可能性を排除するような事実情報を持っている可能性は極めて低い。



シャーマン法第1条に基づく主張については、原告は3つの要素を主張しなければならない：

- (1)2つ以上の別個の事業体の間に契約、結合、または共謀が存在すること、
- (2)それが不当に取引を制限するものであること、
- (3)州際通商または外国通商に影響を及ぼすものであること。

垂直的、水平的、およびハイブリッドなハブ＆スポークの共謀は、直接証拠または状況証拠によって主張することができる。直接証拠は、明示的であり、主張されている命題や結論を立証するために推論を必要としない。合意の要素は、...ほとんど常に状況証拠によって立証される。共謀者が違法な合意の記録を作成することはめったにないため、...ほとんど常に状況証拠によって立証される。状況証拠には、並行行為と少なくとも一つの「プラス要因」の両方が含まれていなければならない。

意識的な並列性、すなわち（自己の）価格や生産量の決定に関して、集中度が高まっている市場において、経済的利益を共有し、相互依存を認識する企業が共通の反応をすることがあるとしても、それ自体違法ではない。従って、並行行為は（違法性の認定に）必要ではあるが、それだけでは共謀の合意を主張するには十分ではない。

第6巡回区は、並行行為と組み合わされた場合、反トラスト法上の共謀をもっともらしく推論させるいくつかの「プラス要因」を認めている：(1)被告らの行動が、単独で行われた場合、自らの経済的利益に反するかどうか、(2)被告らの行動が一樣であったかどうか、(3)被告らが共謀の疑いに関する情報を交換したか、または交換する機会があったかどうか、(4)被告らが共謀する共通の動機を持っているかどうか。

第6巡回控訴裁は、これらのプラス要因のうち、特に第一の、「被告らの行動が、単独で行われた場合、自らの経済的利益に反するかどうか」を最も重視している。

「裁判所は、RMS の各顧客である被告が、RealPageが水平的な競合他社に同じデータを要求し、競合他社に賃貸価格を推奨するためにそのデータをすべて使用することを知りながら、RMSの独自の商業データをRealPageに提供したという単純な争いの余地のない事実が、水平的合意の最も説得力のある証拠であると判断する。そうすることで、RealPageは、RMSの顧客に対して、主に賃料を上げることで「市場を凌駕する」という宣伝文句を実現しようとした。横並びの競合他社が同じことをすることで利益を得ることを知らずにデータをRealPageに提供することは、個々の被告の経済的自己利益にならないことは明らかである。別の言い方をすれば、RealPageが競合他社の住戸の価格を推奨するために機密性の高い価格設定と供給データを提供することは、被告が自社の住戸の価格設定において競合他社のデータから見返りの利益を得ていることを知っている場合に限り、被告の経済的自己利益になる。」

“[T]he Court finds that the Multifamily Complaint's most persuasive evidence of horizontal agreement is the simple undisputed fact that each RMS (Revenue Management Solutions) Client Defendant provided RealPage its proprietary commercial data, knowing that RealPage would require the same from its horizontal competitors and use all of that data to recommend rental prices to its competitors. ...In doing so, RealPage would make true its vow to its RMS clients to "outperform the market," primarily by increasing rent prices. It would clearly not be in any individual Defendant's economic self-interest to contribute its data to RealPage without knowing that it would benefit from its horizontal competitors doing the same. Put another way, the contribution of sensitive pricing and supply data for use by RealPage to recommend prices for competitor units is in Defendants' economic self-interest if and only if Defendants know they are receiving in return the benefit of their competitors' data in pricing their own units.”

「独占禁止法が、業界の価格安定や価格統制のために競合他社が競争上の機微情報を直接交換することを認めていないのと同様に、（そのために）介在するものを使ってビジネス上の機密情報の交換を促進することも禁止している。その理由を理解するために、仮定の条件を少し変えてみよう。『アルゴリズム』という言葉が出てくるところに、『ボブという名の男』という言葉だけを入れてください。ボブという名の男が、ある市場の参加者全員から価格戦略の機密情報を収集し、そして全員にどのように価格をつけるべきかを指示することはいいのだろうか？ボブという名の男がそれをするのがダメなら、アルゴリズムがそれをするのもダメだろう。」

（元連邦取引委員会委員長 モーリーン・オールハウゼン）

“Just as the antitrust laws do not allow competitors to exchange competitive sensitive information directly in an effort to stabilize or control industry pricing, they also prohibit using an intermediary to facilitate the exchange of confidential business information. Let's just change the terms of the hypothetical slightly to understand why. Everywhere the word 'algorithm' appears, please just insert the words 'a guy named Bob.' Is it ok for a guy named Bob to collect confidential price strategy information from all the participants in a market, and then tell everybody how they should price? If it isn't ok for a guy named Bob to do it, then it probably isn't ok for an algorithm to do it either.”

（Former Federal Trade Commission Chair, Maureen Ohlhausen）



「(本件において)被告側は、(近時の類似事案についての判断である)Gibson v. MGM Resorts International (引用後掲)に基づいて、(それと同様に)本件訴訟を却下する旨の判断を求めていた。Gibson事件は、ある収益管理システムについて、原告が『ラスベガスのホテルが、その宿泊料金を上げるために利用した』と主張した事案であった。その申立ては、表面的には本件に近い類似性を示しているように見えるが、重要なのは細部である。Gibson事件では、同裁判所が、被告ホテル側の却下の申し立てを認めるに当たり、「Hotel Operatorsに対して生成される価格の推奨について、(競合他社の)機密情報が含まれているかどうかは不明である。あるいは、各自の機密情報が、他の情報源からの公開情報と合わされる形で戻されているに過ぎなかったのかも知れない。」と述べていた。本件では、被告RealPageの収益管理ソフトウェアが、そのアルゴリズムを通じて競合他社の機密情報をメルティング・ポットのように入力し、その非公開の競合他社のデータに基づいて推奨価格を提供していると明確に主張している。」

“Defendants urge the Court to dismiss this case based on a recent District of Nevada decision, Gibson v. MGM Resorts International, 2023 U.S. Dist. LEXIS 190432, 2023 WL 7025996 (D. Nev. Oct. 24, 2023). Gibson concerned a revenue management system that the plaintiffs alleged was used by hotels on the Las Vegas Strip to increase nightly room rates. ...On their face, these allegations appear to offer a close analogy to this case, but the devil is in the details. In granting the defendant hotels' motion to dismiss, the court found that "it is unclear whether the pricing recommendations generated to Hotel Operators include [competitors'] confidential information fed in; perhaps they only get their own confidential information back, mixed with public information from other sources.“... Here, the Multifamily Complaint unequivocally alleges that RealPage's revenue management software inputs a melting pot of confidential competitor information through its algorithm and spits out price recommendations based on that private competitor data[.]”

相談事例 9 事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組

機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額の算出手順の例を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 工業会会員中小事業者は価格転嫁方法についての知識や価格転嫁のための算定等を行う人手不足などの事情から、価格転嫁の交渉の申入れがなされず、価格転嫁が進まない状況が発生している。

○ 工業会が、原材料価格、エネルギー価格及び物流費それぞれについて、新聞、ウェブサイト等で公表されている市況情報の推移を、統計データとして取りまとめ、会員が当該データなどを用いて、コスト上昇分を価格転嫁するための取引先に対する要請額を容易に算出することができる、算出手順例を公表することは、独禁法問題とならない。

- ・ 工業会が当該算出手順を使用することを会員に強制するものではない。
- ・ 市況情報の推移の調査対象は、いずれも公表されているもの。
- ・ 公表される算出手順は、通常考えられる要請額の算出手順を例示するものに過ぎず、具体的な価格等を示すものではない。

(参考) 事業者団体ガイドライン第2-10-4(原価計算の一般的な方法の作成等)。

中小事業者の団体が、中小事業者に対して、原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは、事業者間に価格等重要な競争手段の具体的な内容について共通の目安を与えるようなことのないものに限り、原則として独占禁止法上問題とならない

相談事例 11 競りの出品者がインボイスを発行できない事業者であることを出品情報資料上で明示する取組

農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者がインボイスを発行できない事業者であることを明示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

➤ 落札した農産物出品者が非登録出品者であった場合、落札者は一定の範囲を超えて仕入税額控除ができず、課税出品者である場合よりも、落札者が納税する消費税の額は増加することになる。

○ 本件取組は、事業者団体が事業者として事業(競り)を行うものであるところ、特定の出品者に対し、取引の条件又は実施について、不当に不利な取扱いをするものではないので、不公正な取引方法に当たらない。

・ 本件取組は落札前に出品者が非登録出品者であることを出品情報資料に明示することで、落札者の消費税の納税額を予見させるもので合理的な理由がある。

・ また、課税出品者か非登録出品者の違いによって仕入税額控除が可能となる範囲が異なることに伴う正当なコスト差が生じ得ることを示すに過ぎないことから、非登録出品者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすとまではいえない。

相談事例5 需要量が減少している工業製品に係るメーカーによる原材料の共同購入及び製品の全量OEM供給

工業製品メーカー2社が、需要量が減少している工業製品について、原材料の共同購入を行うとともに、2社のうち1社が、他の1社に対して製品の全量OEM供給を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- ✓ 当該工業製品の製造販売市場における2社の合計シェアは約 60%
- 2社による原材料の共同購入は、**原材料購入市場**における競争を実質的に制限しない。
 - 日本国内の原材料の購入市場における2社の合計シェアは10%未満
- 2社による当該工業製品のOEM供給は、**同工業製品の製造販売市場**における競争を実質的に制限しない。
 - ① 2社が当該工業製品の販売価格等をある程度自由に左右できる状況にはない(cf.単独行動による競争制限)。
 - 当該工業製品の需要量は減少傾向にあるため、需要者からの競争圧力が生じていること
 - 他に約30%のシェアを有する有力な競争事業者が存在すること
 - 当該工業製品よりも年間供給量が多い他の工業製品による隣接市場からの競争圧力があること
 - ② 2社は、本件取組開始後においても、それぞれ独自に当該工業製品を販売し、互いの販売価格、販売数量、取引先等には一切関与しない(cf.協調的行動による競争制限)。
 - 2社は、互いに当該工業製品のOEM供給価格や製造数量等の情報が2社の販売部門等に共有されないように情報遮断措置を講じる。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

＜事業者団体の活動に関する相談＞

相談事例8 事業者団体による週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等の決定及び宣言

建設業者等により構成される連合会が、建設業における時間外労働の上限規制の適用に対応するため、週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等を決定した上で発注者に対し示すとともに、対外的に宣言することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 団体による自主規制活動である本件取組は独禁上問題とならない。
 - 本件取組により、工期の長期化・費用の高額化の可能性があることから、競争制限的効果が見込まれるが、週休二日を前提とした工期と費用に基づく見積書は、初回の見積書に限られ、それ以降の発注者等との交渉や契約の内容を統一するものではなく、需要者の利益を不当に害しない。
- 本件取組は、建設業における時間外労働上限規制の適用への対応として、国が促している取組内容にも沿ったものであるため、社会公共的な目的に基づく取組であり、当該目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものである。
- 会員間で不当に差別的な内容ではなく、また、連合会は、会員に対して、本件取組の遵守を強制することはしない。

⇒ 競争制限効果は見込まれるが、社会公共目的達成のため合理的に必要とされる範囲のものであることを勘案すると、競争の実質的制限には当たらず、独禁法上問題とならない、との判断。

当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副部長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副部長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

1998年4月～2005年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員
国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

1982年4月公正取引委員会事務局入局／2019年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～04年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

カウンセラー



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々対応している。

アソシエイト



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。